

令和7年6月12日（木曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 澳 本 哲 也

2 番 浅 野 修 一

令和7年6月第15回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和7年6月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：7番から11番まで）

日程第2 議案第7号から第13号まで及び第15号
（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第17号
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議案第18号
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第5 議員提出議案第1号
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 17 号令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 18 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議 事 の 経 過

令和7年6月12日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

おはようございます。

令和7年度がスタートして正味2カ月ぐらいですんで、町政にもそんな大きな変化もないところ、今回は県道の改良の要望ということについてちょっとお聞きします。

まず、県道改良というのは所管でありませんので、町の。ただ、要望については一般質問で許される範囲であろうと思ひまして、要望について質問致します。

まず、町内には県道が幾つかあります。その中で、馬荷の方でもやられております。それも長い期間やってくるわけですが、佐賀地区においてもですね、皆さんご存じのように秋丸佐賀線が、今年よっぽどの変更がない限り改良が完了するようなめどが立っている状態じゃないかと思ひます。

これまでも町と併せてですね、議会の方からも各県道の路線につきましては要望事項を挙げていったわけです。その要望事項というのは、ほとんどが維持、修繕関係であったり、安全施設であったり、舗装であったり、道路排水の流末であったり、そういう小規模といえば小規模ではありますが、そういう要望がほとんど多いわけです。

抜本的に改良をお願いしたいというのは、この秋丸佐賀線と、今、現在進行されてる馬荷地区にある県道くらいじゃないかなというように思っております。それから大屋敷、大井川でもやってますね。そういう路線があるわけです。

ただ、地域的に考えたときに、大方には何路線かは手を着けてます。しかしながら、佐賀地区はこの秋丸佐賀線が終わるとですね、もう抜本的に改良しなくてはならないという路線はもうこの1路線だけになってしまいうわけです。

ですので、均衡を図るという意味合いも込めてですね、県への要望というのは大事やないかと思うんですが。

そのへんを踏まえてですね、今後、この住次郎佐賀線の改良についてどんな要望していかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

おはようございます。

それでは、山本久夫議員の1のカッコ1、県道の改良の要望についてお答えを致します。

黒潮町における県道は10路線あり、そのうち、現在継続的に改良を行っていただいている路線は5路線と

なっております。

議員ご質問にあります、県道住次郎佐賀線は市野々川地区の終点側において幅員が狭く、また、この地区と国道や他地区とを結ぶ唯一の道路となっており、町と致しましてもこの路線は大変重要な路線と認識しております。

これまでも、この路線の改良や維持修繕の要望を行ってまいりましたが、今後も県道の改良の要望につきましては、住次郎佐賀線の要望はもとより、他の路線の改良要望、維持修繕の要望とも併せまして、引き続き高知県に対し行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

今後要望をしていただけるということですが。

どちらにせよ、まあ幹線道路とはいえ、やはり黒潮町にとってはこの県道は全てですけど、ほとんど生活道路なんですよ。県道とはいえ。

やっぱりその改良するということは、町民の安全を担保するという大きな意味合いもあります。そういう点で、どうしても改良いうのは続けてほしいと。継続してもうせないかんし、また、新規にも取り組んでいただきたいと。

その秋丸、住次郎佐賀線につきましては、地元から、今言われた地域の方は言われるのは、やっぱりもう少しで、住居の区間いうのは2、300メートルで終わるわけです。取りあえずそこだけでも急いでやれば、あとはなかなか住次郎まではいきますかいうても、まだ莫大なお金と時間がかかります。

それを頭に置いて、なかなか手を着けないという発想をしだすと、なかなか今の状態をずっと保って維持するとかね、前へ進まないわけで。あと2、300メートルやれば、その地域は全体的に生活道としての県道が、安全な状態が保たれる状態になります。

ただ、要望するときにこちらの都合のええ要望だけではなかなかうんとは言ってはくれないと思うんですが、やっぱり長年の地域の要望でもあるし、そのへんのことを考慮して、あと2、300メートルを早期に着手して、その分はやって、今後また長期的に計画を練り直すというような方法もあると思うんでね、そのへんを考慮した要望にしていきたい、ぜひ。

そういうふうを考えるんですが、そのへんについてはどうですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山本議員の再質問にお答え致します。

市野々川地区の方からも部落要望の方で挙がってまして、いろいろな修繕要望もありますけど、確かに住次郎佐賀線、今、林道的な部分についてはありますけど。あそこの接続も要望ありますけど、おっしゃられるように残り2、300メートルの区間が大変狭くなっておりますので、その区間について改良要望が一番強く出ておりますので、そこらへんも町としましても強く要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

そのへんも踏まえて要求をしていただけると、要望を。そのへんは必ず添えてですね、言葉を。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、必要に応じたら議会の方もですね、県に対して意見書を提出するなり、やはり形として考えてもいいんじゃないかなとは、私も考えております。またそれは課長とも協議もしながらですね、議会が勝手に出すわけにもいきませんので、執行部とも協議しながら、必要であれば意見書の提出なんかも考えていきたいと思ひますんで、今後の取り組みにまた全力でよろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問を致します。

今回は3問の質問を用意しております。答弁の方、よろしくお願ひ致します。

最初に、健康問題についての質問です。

私たちは、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らして暮らし続けたい。そのためには、病気予防は大事なツールの一つだと思います。今回は、健康であり続けるために、病気予防、介護予防もそうですが、これらの大切さについて質問をしたいと思ひます。

カッコ1に入ります。

最初に、特定健診の認知度は、この制度が始まったところとは比較にならないほど、住民の中に当然の健診として浸透してきているように感じております。

受診率の推移は、ここ近年ではどうでしょうか。

答弁をお願ひします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、特定健診の認知度は以前と比較にならないくらい上がっているが、受診率の推移はどうかのご質問にお答え致します。

特定健診は生活習慣病の予防のために、40歳から74歳の医療保険加入者の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を行うもので、早期受診していただくことで生活習慣病の早期発見、予防、改善、医療費の抑制につなげるものです。

特定健診の法定報告による受診率は、令和元年45.9パーセント、令和2年45.4パーセント、令和3年44.2パーセント、令和4年44.5パーセント、令和5年43.6パーセントとなっており、横ばい傾向となっております。

なお、令和6年度の受診率につきましては、月例報告では5月現在42.12パーセントとなっており、昨年の同時期の41.59パーセントよりやや高い傾向となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

受診率が大体 45 パーセントと、5 パーセントに届いてませんが、かなり私の感覚ではですね、しばらく特定健診に関係してなかったもんですから、私の感覚では上がってきてるなという気がしました。でも、まだ 45 パーセントに届かないっていうのが今の受診率だということで、改めて認識したところです。

誰でもですね、できるなら健康であり続けたいと願っております。そのためにも、生活習慣病の予防がまず一番大事だと課長の答弁にもありましたが、一番大事だということで特定健診が位置付けられて、もう 10 年以上がたつんじゃないかなと思います。

特定健診が始まった当初は、私の間違えなければ有料の自治体があったように記憶しておりますが、黒潮町は無料で町民に健診の大切さを熱心に推進していたと記憶しております。

私は健康づくり婦人会の一員として、微力ですがそれなりに健康にかかわった活動も続けています。当時の婦人会は、県や郡でも特定健診の受診率アップに力を入れて、啓発活動も婦人会全体で熱心に取り組んでおりました。私も、議会で何度か質問をしております。

その当時と比べて今では、わざわざ取り上げる必要もないぐらいに住民の中に特定健診という健診の仕方、健診があるんだっていうことが浸透してきていると考えていましたが、健康福祉課としてはどのような位置付けでしょうか。

国、県として、町も受診率の目標を持ってると思いますが、目標には届いているとお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

現在、町としては、特定健診につきまして第 3 期保健事業実施計画におきまして、40 歳から 74 歳の特定健診受診率を令和 11 年度に 60 パーセントにすることを目標としております。

従いまして、現在、まだ届いてないという認識でいます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

受診率が 60 パーセントになるっていうのは、国も県もそういう目標を持ってるんじゃないかなと思うんですが、もちろん町も 60 パーセントを目指してるということですが。

受診率向上に向けてですね、何か工夫とか対策とか、そういうようなものは行っているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

現在町としましては、まず健診対象者に通知を送っておりますが、その通知の方法を工夫しております。

また、それ以外にも骨密度測定を昨年度は 2 カ所でやっておりましたが、今年度につきましては 5 地区、5 カ所に増やしまして、受診率向上のために努めております。

また、そのほか、先ほど議員のおっしゃられましたように健康づくり推進員さんによるチラシの個別の配布、

それから量販店での配布等を通じながら、また、途中声掛け等も行いながら、受診勧奨に努めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

健康福祉課も、ほんと頑張ってると思います。

通知方法を工夫してるって言われましたが、その中の一つにその、これは通知方法じゃないね。どのような工夫があるのかちょっと分かんなかったんですけど。

一つ、骨密度の測定を始めてるというのは私は知らなかったんですけど。高齢になってきますと骨密度はほんと心配になりまして、こういうのが特定健診なんかでやるときに一緒にやってくれると。5カ所って言いましたが、これも通知の中に入ってて、これも、聞きますが無料で骨密度の検査もやってくれるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

骨密度測定につきましても無料で行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

すいません、通知方法に工夫をしてるっていう内容がちょっとあれば教えていただきたいのと。

骨密度測定は5カ所でしたが、全地域にこれから広げていくと。そういう方向があるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、通知方法の工夫ですが、まず対象者に対しまして、受診票とお知らせ文章を送ります。その後、受診日が近づいてきたころに、もう一度通知のお知らせを送っております。

また、その受診日が過ぎた後、未受診の方につきましては、昨年度受診をしているかどうかによって内容を変えた通知を再度送っております。

また、最後に、3月が最後の健診になりますが、そこまでに健診がなかった方につきましては、再度その方にも通知を送ることによって、受診率向上に努めております。

続いて、骨密度の測定の方ですけど、今後につきましてはまだ今年度の状況、昨年度は2カ所、今回5カ所に増やしておりますので、そういったところでまた住民の皆さんの状況であったり、要望であったりを確認しながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

私が質問始めたころと比べますと、本当に通知方法もかなりきめ細かくなって、健診を受けて、受けた後も、受けてない人ですね。その人、再度連絡をするとか、そういう大変手間ですけどやっただいてるということで、頑張ってるなと思ったことでした。

骨密度のことは私は知らなかったんですけど、その通知の中に入ってるんでしょうけど、これはまたできるところで私たちも知らしていきたいなと思っております。

生活習慣病の予防っていうのは、健康予防、介護予防の一丁目一番地です。今後も受診率向上に向けて工夫もしながら、また取り組んでいってほしいと思います。

これで、1 番の質問終わります。

カッコ 2 に移ります。

健康予防には、特定健診のほかにかん検診があります。

高知県での壮年期の死亡原因は、男女共にがんが 1 位を占めています。今や、がんは 2 人に 1 人がかかる病気です。

町が行うがんの集団検診は、わざわざ病院に行く思いをしますと、簡単に検診ができます。しかも行政が手を差し伸べてくれていますので、住民負担が安価ですし、私たちは無料ですけど。住民負担も安価ですし、最も有効な手段です。

先進国ではどこでも力を入れてると思うのですが、でもこれもですね、受診率が上がらなければ効果はそれだけ薄くなります。

通告書では、現状についてお聞きする項目が抜けておりましたが、最初に受診率の現状をお願いします。その後の再質問で対策や工夫についてお聞きしますので、ご了承ください。

最初に、各種がん検診の受診率について、その現状についてお伺いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、さまざまな健診も受診率が上がらなければ効果が薄い。どのように対策を工夫されているかと、先ほどありましたがん検診の受診率につきまして、併せて答弁させていただきます。

まず、工夫の方から先にさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願い致します。

受診率の向上につきましては、受診につながるようにお知らせ、先ほども答弁させていただきましたが、お知らせ方法を工夫しております。

また、連絡先が分かっている方につきましては電話による受診勧奨を行い、受診が滞りそうな方や未受診の方は、保健師が地域を回る際に訪問による声掛けを行い、受診率の向上に務めています。

訪問する中で、生活環境や状況の確認ができ、必要な支援にもつなげています。

若い世代の受診率向上につきましては、各小中学校の協力を得て、各家庭に資料の配布を行い、ほかにも乳幼児健診や町内の団体の集まりの場で健診の必要性を説明するなどの受診勧奨を行っています。

また、若者健康診査として、20 歳から 30 歳代の被保険者を対象に特定健診項目の健診を実施することで、受診の習慣化につなげ、継続した健診につなげるとともに、健康意識を高め、生活習慣病予防や疾病の早期発見、早期治療につなげています。

がん検診につきましては、申し込みがない方につきましても一定の年齢の方につきましては、受診券を送付することで受診率向上につなげています。

また、昨年度から今年度にかけて、新しく 2 つの試みを実施しています。

1 つは、先ほども答弁致しました骨密度測定の実施です。

令和6年度には、特定健診会場のうち2つの会場で骨密度測定を実施しており、今年度は5つの会場に広げて骨密度測定を実施予定としています。

この骨密度測定は特定健診のメニューにはありませんが、特定健診の会場で骨密度測定を同時に行うことで、特定健診の受診率向上につながっています。

もう一つは、今年度からとなりますが、採尿容器を受診券と一緒に送付しています。

事前に容器を送ることで、受診日当日の採尿時間の短縮と受診者の負担の軽減を行っています。

ほかにも、広報やホームページ、健診前日や当日の告知端末放送による受診勧奨も実施しており、今後も健診受診率の向上に取り組んでまいります。

また、特定健診以外につきましては受診率ですが、肺がん検診につきましては28.7パーセントの受診率、胃がん検診につきましては5.7パーセント、大腸がん検診につきましては20.1パーセント、乳がん検診は15.0パーセント、子宮頸がん検診につきましては12.3パーセントとなっています。

それぞれ県の値としましては、肺がん検診が11.1パーセント、胃がんが4.8パーセント、大腸がんが9.0パーセント、乳がん検診が12.2パーセント、子宮頸がん検診が9.6パーセントとなっておりますので、県の値よりは平均的に受診率が高いとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

今、受診率の数字が上がりましたが、ちょっと計算方法がいろいろあるみたいなんですけど、全体の数字じゃないと思ったんですけど。

何でかいいましたらね、この県のパンフレットにあるのは違うのかな。受けてる人全体の数字じゃなくて何かあるんじゃないかなと思うんですけど、随分全体的には低い数字が出たと思うんですけど、まあ県の数字よりも高いですけど。でも、それなりに工夫されてると。受診向上に向けてですね、受診されてているというのと。

今、いいなと思って聞いてたのは、受診することの習慣化をすると。してもらおうという、これが一番大事じゃないかと思います。私たちもう何回かやってるので受けるもんとして、自分は習慣化してますので、地域の人も健康診断のこれが来たら行くものとして、明日は健康診断やねとかいうことで、あれ受けたとか、そんな話になるぐらい今は普通になっております。

受診率の件は置いときますが。

それで工夫の件でですね、以前、私が質問してるときには受診する会場をですね、住民のもっと身近なところでやると。大きいとこばかりじゃなくて、近くでできるだけやるように用意するとかっていう話がありました。それから、会場にまでなかなか行けない、行きづらい人がいるので、バスを回すと。出すということもしてありました。

現在もこのような対策は取られてるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

会場につきましては、各集会所も対象に、特定健診につきましては、集会所であったり旧伊田小学校とか、あと、保健福祉センター、総合センターなどを中心に行っています。

また、肺がん検診につきましては、町内の集会所等も巡回しながら、受診の向上に努めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

分かりました。

県はですね、これは課長に頂いたパンフレットですけども、日本一の健康長寿県構想というのを書かれて、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けるためにと銘打って、健康に関する取り組みに力を入れております。このようなパンフレットを、3年ごとに発行しております。私は最初からずっと婦人会の関係でこれをもらってたんですが、一番新しいのを頂いたことでした。

県の日本一の健康長寿県構想のがん検診のページにはですね、がん検診の受診率は、検診を始めた当初から比べると、5つのがん、今、肺がん、胃がんとかありましたね。肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん。この5つのがんですけど、最初のがん検診を始めたころからは受診率が全て上がっております。これは大変いいことですが、肺がん検診以外の、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんは、目標の60パーセントに届いていないというのが、このパンフレットにあります。

そういう県の課題もですね、なかなか60パーセントには、肺がんは届いてるけど、届かないんだっていうのが明記されております。

私たちは誰でも健康であり続けたいし、できることなら自分のことは最後まで自分でできて、ピンピンコロリと最期を迎えられることを願っていると思います。

しかし、いくら長生きできても、寝たきりでは楽しくありません。元気で長生きすることを健康寿命といいますが、健康寿命を延ばすことが必要です。

県のパンフによりますと、いろいろな取り組みの成果もあって、県全体では健康寿命は、平成22年度と比較して、男性は2.07年、女性は2.50年延びています。

そのためには日ごろの努力が必要ですが、健康寿命を延ばすことは本人にとっても、また医療費削減という経済面から考えても、とても大事なことだと思います。

健康福祉課としては、今までいろんな細かい工夫はあったんですが、答弁はあったんですが、健康福祉課としてはどのようにデータを捉えているかをお尋ねします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず最初にですね、先ほどがん検診、各種パーセントを申し上げましたが、現在そちら、県のパンフレットに載っているものにつきましては、職場で受ける健診等も含まれております。で、私がお答えさせていただいたのがですね、国保加入者の方に決まっておりますので、パーセントに誤差があることをご了承ください。

それで再質問になりますが、町としてもまだやっぱり十何パーセントとかの世界ですので、もっと上げなければいけないと考えております。

また、できるだけ早く病気を見つけるによって、早期にがんになっても早ければ治りますので、できるだけ

早く病気を見つけて、それから治療をしていただきたい。それで、健康寿命を延ばしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

それでは、カッコ3番に移ります。

町としても、健康推進員さんを中心に健康に関する取り組みを行っていると思います。

健康推進員さんの皆さんは、忙しい中、地域で行われているふれあいサロンなど、いろいろな活動をされているのではないかと思います。もっと多くの住民の方にその活動を知ってもらうことも必要じゃないかなと。これは私の個人的な感じですけど、そんな気がします。

どのような取り組みをしているのか。

分かる範囲でいいですので、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、健康推進委員さんを中心に健康に関する取り組みを行っていると思うが、どのような取り組みがあるかのご質問にお答え致します。

黒潮町では、地域に根差した健康づくり活動の趣旨を継続し、町民の健康を守り維持していくことが、町民福祉の基本という観点から、町民一人ひとりの健康に関する自覚と認識を深めるとともに、疾病の早期発見と早期治療、各種生活習慣病に対する健康管理の指導等を行うことにより、町民の健康づくりを積極的に推進することを目的として黒潮町健康づくり推進協議会があり、現在、50名の健康づくり推進委員さんに活動をしていただいています。

主な取り組みとしましては、各地区の集団健診に合わせて個別チラシの配布や、量販店でのチラシ配布活動を大方地区、佐賀地区それぞれで実施しています。

また、健診や運動教室、ふれあいサロンのサポートをしていただいたり、ヘルスアップ推進委員研修会や介護予防研修、こころの健康研修にご参加いただき、研修で学んだことを地域の健康づくりに生かし、住民の健康意識の向上や生活習慣病の予防など、地域の健康づくり活動の推進において重要な役割を果たしてくれています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

私たちの知らないところでいろんな活動してくれてるっていう、まあ課長の答弁で分かりましたが。

この健康推進員さんは各部落に1名ずつおりますが、どのように決まるのか。

そして、任期があると思うんですけど、それはどうなんですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

健康づくりの委員につきましては、まず、区長について推薦をしていただきまして、その後、町長が委嘱しております。

要綱では、推進員は2年の任期で、健康づくりに関心のある者のうちから町長が委嘱するとなっています。
以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

各地域におられる健康推進員さん、大変にご苦労なことだと思います。

そういう人を中心にしながら頑張っていかないと、健康に対してですね、一人ひとりが取り組んでいかなきゃなんないなとは思っております。

健康ほどありがたいことはありません。そのためには、日ごろの努力を伴うと分かっているけど、つい手抜きをするのもまた仕方がないことです。だからこそ、健康への取り組みや啓発は欠かせないわけですが、まあ健康推進員さんがチラシも配ってくれてると、そういうこともあります。

私たちの日ごろの取り組みは欠かせないんですけど、自分の健康、自分の命は自分で守る、これは防災と一緒にだんと思っております。サボることも大いにありますが、今後も気を付けて、できるだけ町民の誰もが健康であり続けられたらと願って、この質問を終わります。

次、2 番に移ります。マイナ保険証です。

マイナ保険証については、昨年の6月議会でも質問をしております。

政府は、これまで国民が慣れ親しんできた健康保険証を昨年の12月で廃止して、保険証とマイナンバーカードを一本化したマイナ保険証への切り換えを進めております。

しかし、国民の混乱、戸惑いなどはぬぐえず、12月に健康保険証は廃止されたんですが、今年の7月31日までは今までと同様に使用できる保険証が申請する必要もなく、これまでの健康保険証と同様に住民の元に送られてまいりました。

そして、その有効期限が来月ですが、来月の7月31日までと迫っております。その後、どうなるのかを伺います。

カッコ1です。

最初に、マイナ保険証を利用登録している方、つまりマイナ保険証を持っている人ですが、持っている人ですが、どのような利用方法に変わりますか。

また、利用登録をしていない方、つまりマイナ保険証を持っていない人は、どうなりますか。

町の広報6月号にはとても丁寧なお知らせをしてくれておりますが、広報そのものを読んでない人、または見逃している方もおいででしょうから、分かりやすい答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の、マイナ保険証を利用している方はどのような利用方法になるか。利用登録していない方はどうか、のご質問にお答え致します。

健康保険証につきましては、令和6年12月2日からマイナ保険証に一本化されておりますが、それまでに交付された健康保険証については、経過措置として有効期限までの間、最長1年間使用できることとされてお

り、国民健康保険及び後期高齢者医療保険においては、現在交付している保険証の有効期限が令和7年7月31日となっているため、それ以後は、現在お持ちの保険証は利用できなくなることになっております。

これにより、8月1日以降の利用方法についてですが、マイナ保険証として利用登録されている方は、医療機関等での受付の際に、カードリーダーという機械にマイナンバーカードを置き、顔認証または4桁の暗証番号を入力し本人確認を行い、過去の薬剤情報等の情報提供することの同意の可否について選択していただければ、受付完了となります。

一方、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちでも保険証利用を登録されていない方については、7月中にマイナ保険証に代わる資格確認書というものを送付することとしております。資格確認書が交付された方は、これまでの紙の保険証と同様に医療機関等の受付窓口にて資格確認書を提示していただくこととなります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

来月の7月31日で、今持ってる保険証はもう期限がなくなるのでやり方が変わってきますよっていうことは、まだ住民の中にあまり知られてない方もあるんじゃないかなと思って心配をしております。広報には載っていましたが、分かりづらいかないかなと思って質問にも取り上げたんですけど。

課長が親切に、丁寧に説明を今していただいたんですが、もう少しですね、おなじような繰り返しですけど言っていきますけど。

今年の8月1日からは、今までの保険証を使った病院への受診が、マイナ保険証を持ってる人と持っていない人とは、もうやり方が違ってくと。今の答弁では、そういうことですね。

それで、マイナ保険証を持ってない人は、7月中に資格確認書が送られてくると。で、この資格確認書は今までもおり保険証の代わりであって、それを病院で出せばいいと、そういうことでしたよね。これでいいと思うんですが、違ったら言うてください。

それで、マイナ保険証を持ってる人。こっちの方がちょっと大変な、大変というかややこしいなと思ったんですが。

医療機関でマイナ保険証で受診するわけですね。今までの保険証での受診と違うのは、受診ごとに毎回マイナ保険証を出して、そして4桁の暗証番号を打つ。これは障がいを持った方などには大変面倒な手続きなんですが、4桁の暗証番号をその場で打つ。で、前回問題になったといいますか質問したんですけど、番号の打ち込みを3回続けて間違えるとロックされて、市町村窓口で解除手続きが必要になるというふうに文書を見たんですが、この点はどうなるでしょうか。

それとですね、顔認証が必要と言いましたが、車いすの方とかですね、ちょっと障がいがあったりして顔認証が難しいとか、そういう方も中においでますが、そういう人の場合は顔認証についてはどういうふうになるでしょうか。

教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、資格確認書の使い方につきましては、議員おっしゃられるとおりでございます。

それから、マイナ保険証で4桁の暗証番号を3回連続で誤入力してしまいますと、暗証番号がロックされるようになっております。この場合でもですね、顔認証によって本人確認ができるような仕組みになっておりますので、マイナ保険証としては、仮に3回連続間違ったとしても顔認証の方で本人確認ができれば、保険証として利用することもできることになっております。

それから、車いす利用の方で、なかなか顔認証がしにくいというような方もおられるかと思います。そういった要配慮者についてはですね、事前の申請によって資格確認書っていうものも発行することも可能となっておりますし、医療機関の方でもですね、その本人の確認ができれば受付していただくような運用もできるようになっておりますので、またご相談いただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

少し緩和されてきたように思います。

4回暗証番号を打ち間違えて、ロックされるのはロックされるけども、顔認証で通ればいいと。しかし、両方駄目だったらどうなるかちょっと心配ですが。

その4桁の暗証番号ですけど、なかなかそれが打ちづらい人もいるんですが。以前のときはですね、他人が打っちゃいけないというふうになってたんです。この点も緩和されてるのかどうかをお聞きするのと。

番号を3回打ち間違えた、顔認証もなかなか難しい。そういう場合は、番号を打たなくても顔認証だけで、もう医療機関に話に通じてというかいつも行ってる人が、それで通過できるんでしょうか。初めてのときには大変困るかなと思うんですけど。

そういう場合とですね、それからロックされた場合は、解除手続きっていうのは割と簡単にできるものですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、暗証番号の代理でできるかということでございますけれども、当然のことながら本人さんの同意の下で、代理の方が暗証番号を入力していただくことも可能なんですけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、病院の方で本人が確認できる、まあ再度の受診といいますか、初診でなければ本人確認ができたりだとかですね、マイナンバーカード自体に顔写真が載っておりますので、それとご本人さんとの照合といいますか確認ができれば、そういったことで本人確認ができるような仕組みにもなっております。

で、暗証番号を3回連続で誤入力してしまってロックがかかった場合にはですね、これはどうしても役場の窓口にお越しいただいて暗証番号の再設定をしていただかなければなりませんので、もしそういうことになりましたらこの窓口の方にマイナンバーカードを持っていただいて、再設定の方お願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

今まででしたら、保険証をカードに入れたかまたは提示したら、それで医療を受けれたんですけど、これからはその4桁の暗証番号を打って、一応顔認証っていうのがあって受診しなきゃ。マイナ保険証を持ってる方はね。持っていない方は資格確認書で今までどおりでいくんですけど、持ってる方はそういう作業をする。それで、ロックがかかったら役場へ行って解除してもらわなきゃならない。なかなか手続きがちょっと面倒なんですけども。

自分で打てない人もやっぱりおりますから、そういう人は事前に言っとけば、今はもう規定緩和されて、本人の了承があれば、介護を受けてる人とかいろいろありますので、付き添い人が打ってもいいと、そういうことだったと思います。

それですね、医療機関によってはマイナ保険証がまだ利用できないと。そういうところもあると思うんですが、そのときは、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方が必要と、広報にありました。資格情報のお知らせだけでは受診ができないので、必ずマイナ保険証と両方を持っていくことということですが、資格情報のお知らせも7月中に送られてくるということですが、この資格情報のお知らせとはどのようなものでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

資格情報のお知らせについてですが、マイナンバーカードを、今までの健康保険証でありましたら、その資格の内容について記載されておりましたけれども、マイナンバーカードに電子的に読み込んでおりますので、そういった記載がマイナ保険証にはございません。

それに代わるものとして、資格情報を記載したものをお知らせさせていただくということになっておりますので、資格情報のお知らせというのは、資格情報が記載されたものということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

資格情報のお知らせというのは、かなり重要な書類といいますか、なると思うんですが。

広報にはA4版って書いてありましたが結構大きいもので、携帯するのに、持っていくのにですね、普通の保険証はこれぐらいちっちゃいもんで持っていきやすかったんですけど、割と大きくもうペラペラで、何か大事にできないようなもんだったら困るんですけど、それはどういうふうになってますか。厚めの用紙ですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

資格情報のお知らせ自体は、A4の用紙、厚紙で送付させていただくことになっておりますけれども、その用紙の中の右下にですね、カードと同じサイズぐらいに切り取りできるような、そういった表示になっておりますので、マイナ保険証と一緒にですね、その切り取った資格情報のお知らせっていうのを携帯していただければ、もし何かトラブルでですね機械で読めないだとか、医療機関によってカードリーダーがないとかっていう場合に、マイナ保険証とその資格情報のお知らせっていうのを提示していただければ受付可能となります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

住民も初めてのことですのでね、いろいろと分からない点があると思いますが。

今説明を聞いておりましたら、私はA4のこういう用紙をもういつも携えるのかなと思ったら、そうじゃなくてカードはおんなじ大きさであるということでしたので、それはそれで良かったと思います。

それでですね、そのマイナ保険証登録もいろいろありますが、いろいろあるわけじゃない、マイナ保険証を持ってる人、持っていない人いるんですけども、後期高齢者の医療保険の方には、国保会計のようにマイナ保険証を持っていなくても持っていなくても、もっと言えば持っていなくても、これまでのように全員に資格確認書が送られると広報に載っておりましたが、また、私たちは後期高齢者ですので、こういう通知もですね役場の方から届いたんですけど、これはどうしてこういうふうになってるんでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

後期高齢者の方につきましては、資格確認書を全員に●交付するということになっております。

これは国からの通知がありまして、この制度、マイナ保険証への移行に関して、円滑にマイナ保険証が利用できるようにするためのものでありまして、高齢者によってはなかなかそういった機器の使い方がなかなか分かりにくいという方もおられますので、後期高齢者に限ってはですね、令和7年の8月1日に送る際には全員に、1年に限ってですね、暫定的な運用として全員に送付させていただくということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

1年に限ってということが国の方で言われてるとありましたけど。

今、課長が言われたように、高齢者にとっては4桁の番号を打つとかいろいろ制度が変わっていきますと大変なので、今までの保険証とおんなじように資格確認書が送られてきます。来るということですよ。それはありがたいんですが、1年後、やっぱりそういう人は減るわけじゃありませんので、続けてもらえたらなと思うのが思うんですが。

高知新聞にですね、東京の渋谷区、世田谷区では、後期高齢者のみならず、国保会計の皆さん全員に資格確認書を送るとの記事が載っておりました。

黒潮町でもこの方法を取りますと、住民には大変親切ですし、混乱も免れてありがたいしなかなかいいと思うのですが、そのようなやり方をする、そういう話はなかったでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

国の示した資格確認書の取り扱いについて、先ほど、後期高齢者につきましては限定的に1年間、全員に送

付するということを国の方も認めておるんですけれども、国保についてはですね、国の方もそういった取り扱いについては認めてないということの通知がありましたので、そういった制度に沿った対応をしているものがございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

国の方がそういうことなのはもちろんそうですけども、だけど、東京の世田谷区、渋谷区では、やっぱり事務の煩雑さもあるでしょうし住民にとって混乱するから、こういう措置を取ったんだと思います。

各自治体が後では続いてはいませんが、大変住民にとってはありがたいことじゃないかなと私は思いましたので、うちではどうしましょうかというお話にもあったかなと思いましたが、国に準じるということですね。それでは、カッコ2に入ります。

2、3年前、政府がマイナ保険証の取得を、税金を使って大量の宣伝とお得なポイントを付けて、キャンペーンを行いました。私の知ってる人たちも、そのときにマイナ保険証を取得した方はかなりおったのですが、実際、利用しているような話はあまり聞いておりません。

昨年も質問をしましたが、マイナ保険証の登録率と利用率を伺います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の、マイナ保険証の登録率と利用率はどうかのご質問にお答え致します。

マイナ保険証の登録率と利用率については、現在把握できている令和7年4月時点で、国保ではマイナ保険証の登録率が74.77パーセント、利用率は25.57パーセント、後期高齢者では登録率が76.63パーセント、利用率は23.64パーセントとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

去年のときにはまだ1割も達しない利用率でしたが、だんだん浸透してきてるなというのは、利用率が25パーセント、まあ後期高齢者は23パーセントですけど、それだけ、2割ちょっと出てきたということですよ。

それでも、まだまだ国が推奨してる割には増えてない。それはですね、なかなか馴染みませんので、私たちの中に。そして面倒くさいですので、やり方が。仕方がないことかなと思って聞いておりました。

では、カッコ3番に入ります。

マイナ保険証を持っていない人と後期高齢者に、マイナ保険証を持ってる人も含めて全員に、資格確認書が送られると課長の答弁でもありましたが、資格確認書とはどのようなものでしょうか。

今までの保険証の代わりであって、申告をしないでも住民のところに届くし、今までの保険証と同じだと思って間違いないでしょうか。

例えばですね、保険証のように身分証明書としても使えますか。

万一なくした場合は、再発行も無料でしていただけるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の、資格確認書とはどのようなものかのご質問にお答え致します。

資格確認書につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちでも保険証利用を登録されてない方等に対して申請によらず交付されるもので、保険証の代わりとなるものです。

資格確認書の様式や記載事項、有効期限、その他もろもろにつきましても、これまでの紙の保険証と同様の取り扱いとなっているものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

資格確認書は、今までの健康保険と名前は変わりましたが、内容的には少し違うかもしれませんが、まあおなじ扱いであると。身分証明書にもなるということでした。

後期高齢者ですね、マイナ保険証を利用登録してなければ資格確認書がずっと送られてくるということだと思います。

それで、資格確認書の期限についてお聞きしますが。

今までの健康保険証は1年間の期限で、期限が切れると、その1カ月前にきちんと役場から手元に送られてまいりました。

今回の資格確認書もそのようにされると聞きましたが、資格確認書にも期限がありますが、それはどのような期間になるのでしょうか。

今回ののは暫定的ですから1年間かもしれませんが、個人的に違わないで毎年、保険証のように7月までと。それで次の年の8月までには送られてくるというものなのか。期限が切れるときは、申告しなくても今までと同じように役場から本人の手元に届きますか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

資格確認書の有効期限につきましては、これまで同様に、有効期限を1年としております。

これにつきましては、県内の市町村国保で暫定的に統一した運用とすることを基にしております、今の7年の8月1日から使えるものについては1年間ということにしております。

その後につきましては、まだちょっと毎年それでずっといくかというところまでについては、まだ決まっておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

資格確認書は、その後のことには分からないと。分かってないということですよね、まだね。取りあえず1年間はこれで安心して医療を受けられるけども、その後のことについてはまた連絡があるということだと思う

んですが。

マイナ保険証っていうのは、マイナンバーカードっていうのは任意ですから義務じゃありませんので、マイナンバーカードを持ってない人もおれば、マイナンバーカードを持ってないとマイナ保険証はもちろん利用登録できないわけですから、そういう人には資格確認書がずっと送られると、確か答弁、国会答弁もあったように思うんですが、それには期限があったと思うんです。

期限があるっていうのは、マイナンバーカードに期限があるから資格確認書そのものにも期限があるのかなと思ってお聞きしたんですけど、そういうような期限といいますか。

期限があるとしたらですね。マイナ保険証もそうですが資格認書も両方ですね、期限が来た場合は更新手続きは役場から連絡してくると思うんですが、更新手続きっていうのは今後どうなるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

更新についてですけれども、資格認書につきましては5年以内で、有効期限については保険者が任意に定めるということになっておりまして、それを県内の市町村間で暫定的に統一するということでの1年間の運用ということになります。

それ以降、資格認書としては年次で交付していくことになりますので、資格確認書がなくなるということではございません。

また、マイナンバーカード自体に有効期限もございますので、マイナンバーカードの中には利用者証明用の電子証明書というのがございまして、それは発行を受けてから5回目の誕生日までが有効期限とされております。その期限が過ぎますとマイナカード自体が使えなくなるようになりますので、その5回目の誕生日が到来する2、3カ月前にはお知らせが行くようになっておりますので、マイナンバーカードの電子証明の更新手続きも併せてお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

だんだん、ややこしくて聞いてるうちに分からなくなったこともあります。

5年もたつと資格証明書も資格確認書も期限が切れると、そういうことですね。

そしたらですね、今答弁があったかも分かりませんが、マイナンバーカードもそうですが、マイナ保険証もそうですが、資格確認書もそうですが、期限が切れたときは、今までは、保険証はですよ受け付けましたけど、これは登録しなきゃ、申請しなきゃいけないと思うんですが、これは役場の窓口に出向かわなきゃいけないんでしょうか。

もし出向かわなきゃなんないとしたら、なかなか高齢になりますと大変ですが、代理の人を頼むこともできるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

有効期限につきましては1年間ということになっておりますので、今回発行する資格確認書につきましてはの変更期限は令和8年の7月31日になります。

その有効期限が到来する前ですね、令和8年の7月中には、また年次の資格確認書を発行させていただきますので、今年と同様に資格確認書発行が必要となる方には、役場の方から申請によることなく交付することになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

資格確認書の人は、資格確認書っていうのはマイナ保険証を持ってない人ですね。持っていない人には資格確認書が送られてきますけど、その人は、来年8月、8年にも令和8年ですね、令和8年にもまたそれが送られてくるということですよ。それで安心しました。

それが後期高齢者は全員に来るかどうか分かりませんが、マイナ保険証を登録してなければ送られてくるということですよ。

それからですね、資格確認書の質問ですけど、マイナ保険証にも期限があるわけですけど、高齢者はですね、先ほども言ったように5年もたちますと本当に体が不自由になったり、認知症になる場合もあるかもしれませんが、その5年ごとに申請とか更新とかにもね、忘れる可能性も十分にあるんですが。

そして、先ほども聞きましたけど、その役場に窓口に行って本人が申請しなきゃなんないのか、代理の人ができるものなのか。役場へ行くこと自体が困難になる場合がありますよね。これ、マイナ保険証ですよ。保険証なり、マイナンバーカードですよ。

申請をしない場合、できないとしたらどうなりますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは再質問にお答え致します。

仮にマイナンバーカードの更新手続きができなくなった場合っていうのは、マイナンバーカードとして利用することができなくなりますので、そういったことは確認ができればですね、資格確認書を送付させていただくということになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

申告できなくても、それからいろいろ期限が切れても資格確認書が送られてきますよということでは、安心していいんじゃないかなと思います。

マイナ保険証を持ってなくても資格確認書は、当然マイナンバーカードは任意ですからね、国民の健康を考えるとそれをしなきゃならないですわね、国の方もね。安心しました。

健康保険証のありがたさっていうのは何といっても、今まで慣れ親しんでいた、そういうことでは一番だと思うんですが、期限が来ても本人が手続きすることなくて、何の心配もなく手元に送られてきたわけです。その代わりに、今は資格確認書がするということですね。

健康保険証っていうのは、赤ちゃんのときから高齢者まで国民全員が必要とするもので、私たちの命と健康を守ってくれる命綱でした。保険証があるから安心して、病気になっても安心して病院にかかれる。そういう必需品でした。マイナ保険証や資格確認書は更新時には申請が必要ですが、マイナ保険証で病院を受診するには番号を打ち込むとか、そんな制度に切り替えないですね、保険証は誰もが使いやすくするのは国の役目ではないかなと常々思っております。

国民は保険税を納めてるわけですから、使いづらいマイナ保険証ではなくて、今までの保険証を残してほしい。そういう住民の声は今も大きくあるのは当たり前だと、制度を知れば知るほど思いました。

これで、マイナ保険証の質問を終わります。

3 番目のデマンドバスについて質問を致します。

カッコ1 ですが、最初に、デマンドバスについての質問はこれまでも何度もしておりますが、地方の暮らしには交通弱者対策は切り離せない、切実で必要性の高い課題であって、簡単に解決策や特効薬はないと思っています。

住民からは、デマンドバスを望む声は以前よりも増して増えております。昨年12月議会で質問をし、そのときに、令和7年には車も新たに買い替えて運行を入野地域にまで拡大すると、そういううれしい答弁をいただきました。

そのときは、くじらんとの名前はまだ聞いてみませんでしたが、これまでより一歩進んだ内容で、現在町内を走ってると思います。

それでカッコ1 ですが、まだ始まって4カ月ぐらいですが、現在の利用状況や運行状況はどうでしょうか。通告書にこう書いてありますが、最初にどのような支援システムになって、バスの走る範囲なども含めてですが、簡単にそのことの答弁をお願いします。

再質問で利用状況や運行状況をお聞きしますので、よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の、デマンドバスくじらんについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、デマンドバスの特徴、概要について、答弁させていただきます。

これまで、かきせと北郷、加持エリアで走っていたデマンドバスは、午前中は比較的用户数が多いんですけども、日中や午後にかけて少ない傾向にありました。この予約が入っていない時間帯を利用して、入野地区でも利用ができるよう運行エリアを拡大したものでございます。

錦野団地を含めた西は下田の口から、東はビオスおおがたままでの範囲となっております。

決められた範囲の中で、あらかじめ設定された停留所を移動できるサービスとなっております。路線バスとタクシーの間の乗り物と考えていただければと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

12月議会でもお聞きしましたが、デマンドバスはかきせの方と北部の方と走っていますが、予約が入っていない時間帯があると。それを利用してするというのは本当に、どうして今まで自分たちも考えなかったのかなと思ったぐらいですが、それで入野地域まで広げていただきました。

それで、実際やってみてまだ4カ月ぐらいですけども、利用状況とか運行状況とかはどんなものでしょうか。
お聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整課長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで実施してきましたデマンドバスを、錦野地区をはじめ入野周辺でも利用できるよう運行エリアを拡大し、月曜、水曜、金曜の週3日、午前9時から午後6時まで運行しております。

利用状況につきましては、このデマンドバスを利用するためには事前の登録が必要となっておりますけども、5月末現在、293人の方に登録をいただいております。

また、2月から5月までの4カ月間の乗車人数は延べ681人となっております、導入前が年間1,560人でしたので、順調に伸びている状況となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

利用状況も、今の数字を聞きますと、私の予想したよりもなかなか皆さん利用してるんじゃないかなというふうに感心しました。

カッコ2に入りますが。

今回デマンドバスの運行が新たに広がると聞きまして、自分の住んでる地域も来るんじゃないかなと、そういうふうに、利用できるようになるかなというふうに期待をしていた住民の方もおいでました。

高齢化が進む中、住民ニーズは確かに増えていますが、住民の要望は多岐にわたります。住んでいる地域もそれぞれ違いますし、自分が行きたい先や利用したい目的もいろいろです。それらをどれだけ可能にしていけるかは、まだまだ課題はあると思います。

現在気が付いた点、改善点等はあるでしょうか。

住民からもさまざまな声が届いていると思うんですが、それらを含めてお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員のカッコ2、気が付いた点、改善点はどうかにつきましてお答え致します。

サービスが始まり4カ月が経過したところで、これまで行った利用説明会では、今はまだバスの利用は必要ないが、近い将来必要になる、という声を多く聞きます。バスを利用したことがない方や、あまり外出はしない方もいらっしゃると思いますが、町内でも行ったことがない地域があるといった意見もあり、移動への感心が高いことが分かりました。

また、大半の方がスマートフォンでの予約は難しいと感じている印象でしたが、普段からスマートフォンを使っている方は多く、定期的に利用している方については、年齢に関係なく使いこなせているという報告も受けています。

あったかふれあいセンターや集落活動センターのご協力により、乗車体験会や、デマンドバスでの買い物や食事などにも利用していただいているようで、単なる移動手段でなく、楽しみの一つとして活用していただい

ればと考えております。

改善点としましては、乗降場所の追加、変更や運行エリアの拡大などの要望をいただいております。法やシステム設計に基づくものであり、バス会社との協議も必要ですので、全てにおいて迅速に対応できるものではありませんが、これまでいただいた意見や要望を整理し、できることから順次改善していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

住民も利用しながら、行政もそれを話を聞きながら、一步ずつの進めていく内容だと思います。

そして、私たちも利用しないとなかなか問題点と分かりづらいんですが、やっぱり自分が車に乗れる間はなかなか利用しないといいますか、自分で行った方が早いし、帰りがどうなるか分かんないっていうのがあったりしてまだ私は、質問までには乗ってみたいなと思ってたんですけど、利用はしてないです。

でも、今の室長の答弁ではですね、スマホ自体は、スマホの予約は難しいかもしれないけど、電話でできるんですよね。登録さえしておれば電話予約ができる。一回やり慣れるとそれができると思うんですが、ただの、一応だから利用するという以外にですね、楽しみの一つとして利用してもらおう。これも、私は大変いいことだなと思っています。

それも一つですが、住民からの必要で利用する場合ですね、バス停を作るのが、今 49 カ所バス停があるんですが、住民から一つ、今も答弁があったかもしれませんが、バス停を作ってるのは分かるけど歩くのが大変だから、できるんなら自分の家の近くの前で、前からせめてね近くまで来てもらえないかな、という声があります。これ、結構たくさんありますね。

特に買い物したり、帰り重い荷物を持ってですね、雨でも降っていたら大変との声があります。まあタクシーではないわけですから、乗り降りの場所はなるべく利用者の自宅に近づける工夫というのは、なかなかですね、今後必要性が高まるのではないかなと思うんですが。

改善点として、まず取り上げていくにはこれハードルが高いこととなりますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

乗降場所ポイント等については、数メートルだけ移動させるとか軽微な変更っていうのは可能かと思いますが、エリアを拡大したりとか、新たにポイントを追加したりとか、大幅な変更についてはバス会社との調整とかも必要ですし、地域のニーズなんかも十分に把握する必要があります。

今回の導入効果を検証しながら、今後、改善点に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

カッコ 3 にいきますけど、大体出てきてはいるんですけど、今までの中で。

今後の方向についての質問ですけど、始まったばかりで進行中ですので、課題も今少し出てきましたけど、

課題の取り組みも道半ばだと思うんですが。

特にですね、こういう点をこれからも考慮しなきゃならないと思うのは、まあ今の停留所の問題もそうですけども、何かあればですねお聞きしたいなと思ったんです。

カッコ3番に挙げてますので、答弁を用意してましたらお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員のカッコ3、今後の方向につきましてお答え致します。

今回のデマンドバスの導入については、利用の少ない時間帯を有効活用して、運行エリアの拡大と利便性の向上を図ることを目的としております。

この移動サービスはタクシーとは異なりますので、乗りたい場所から行きたい場所へ行ける、いわゆるドア・トゥー・ドアには対応しておりません。

また、運行エリアを拡大しましたが、入野周辺までとなっており、直接、佐賀方面や四万十市に行くことができないのが現状です。

導入開始から約4カ月しか経過していないことから、今後の方向性については定まっていますが、AIの技術により詳細なデータを集めることができますので、導入効果を検証しながら、今後の展開を検討していきたいと考えています。

限られた人員、財源の中で、いかに使いやすい公共交通を構築していくかということを目指しております。時間はかかるかもしれませんが、できることから改善しながら、少しでも利用者のニーズに近づけられるよう取り組んでまいります。

高齢者だけでなく、車を運転できる方についても今のうちから乗っていただき、移動手段の一つとして広めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

前回の質問でも言ったと思うんですが、外出が多い高齢者ほど認知症や寝たきりのリスクが下がると、そういうふうにいわれております。

高齢者にとっては交通対策は介護予防でもあって、健康維持にも欠かせない大事な手段です。それで先ほど、楽しみとしてもデマンドバスを利用すると。そういうことは本当にいいことだとは思いますが。

それで、今も答弁はありましたが、まだまだエリアが限られていますし、今始まったばかりですからいろんな注文するのでもいいか、いかなもんかなとは思いますが。

今後ですね、入野地域以外に拡大していく方向は今あると言われましたが、私はこれはむしろ喫緊の課題じゃないかなと思うんですけども、早期にこれに取り組んでいくと。そういうことは、こちらの方では考えてないでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

エリアの拡大については、今回の導入効果を検証しながら今後の展開を検討していきたいと思っております。実際運行しておりますバス会社の調整であったり、それからシステムの改修であったりとかいろいろやることはありますけども、そういうことも踏まえながら、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

道が閉ざされてないということですよね。住民にとってはいろいろ課題はあるけども、今後の課題として検討していくということでしたので、待ち焦がれてる住民の方には希望を持って待っていただけたらなと思います。

それで今、先ほども答弁はあったのはあったんですが、現在は停留所ですが、49 カ所ある停留所ですが、状況に応じてですね、ここはあんまり使われてないと。この辺が住民の要望が多いとかいうのがあったら、変更する可能性はあるでしょうか。

もう一つですね、デマンドバスの利用者は高齢者だけではなくて子どもさんも利用できる。そういうふうにバス停なんかも工夫されてると聞きましたが、子どもたちの利用はどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、乗降ポイントの変更につきましてですけども、利用のデータなんかを分析して、やはり乗降が多いポイント、少ないポイントなどが出てくるかと思います。

そういうことを踏まえて、移動とか移設ですね、移設新設とかそういうことが可能ではありますけども、システム会社さんと協議しながら進めていきたいと思っております。

それから、若い方の利用状況についてでございます。

塾に行く際に、行きだけ利用したいというニーズとかもありました。小学生が数件利用したっていう実績はございますけども、それが必ずしも数字が伸びているとかいう状況にはありませんので、これから小学校、中学校の方にも周知してですね、利用者を増やしていけるような工夫をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

せっかく町で走らせてるんですからね、デマンドバスっていうイメージはもう高齢者が利用する、高齢者の交通対策ぐらいに私たちは思ってたけど、考えてみたら、発想の転換で子どもさんも利用できますよね。特に塾に行くとかいろいろあると思うんですが、そういうことも今後、周知して知られていったら、また利用が増えていくんじゃないかなと思って、大変いいことだなと思っています。

バス停の中にも、何かどこかの塾の前に止まるというようなバス停が用意されておりましたので、知らない人が多いかもしれませんので、今後に期待していきたいと思います。

それでですね、もう一つですが。

住民の利用を増やしていくには、その子どもさんのこともそうですが、住民への周知がどうしても欠かせま

せん。知らなかったら利用もできないですし、面倒くさいですしね、走ってるなど分かっててもどこまで行くのって。ビオスまで行ってるいうのを割と知らない方が多くてですね、今回これがあるから川口の方まで来てくれないかななんて言った方もいるんですけど、住民の間ではもう周知はばらばらですのでこれからだと思いますが。

先日、婦人会のイベントがありまして、母の日の集いというので、企画振興から職員さんに来ていただきまして説明をしていただきました。大変分かりやすかったと評判は良かったのですが。

今後ですね、その住民に周知することについて、いろいろなイベントが各地であると思うんですが、またや地域のふれあいサロンや何かの集まりなどに積極的に出向いて説明と要望を聞く。住民の要望もありますから。そういう必要性があるんじゃないかなと思うんですが、そういう方向は持ってるでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで、地区のサロンであったり地区の集まりであったりに、操作説明会というのは、これまで延べ23回ほど実施してまいりました。

少人数で個別に説明したりとかする方がより分かりやすいと思いますので、これからも引き続き実施していきたいというふうに思っております。

また、こういうところに来てほしいとかいう要望がありましたらですね、役場の方に連絡していただければ、日程調整をして説明会にも出向いていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

広げていく気持ちはあるんですよと、いつでもお電話くださいっていうのは町の方でいいんですけど、私が言うのはね、待ってるんじゃなくて、住民はなかなかそこまで足が伸びないんですね。気持ちが伸びないんですね。

それで浜の宮の場合は、今度ふれあいサロンが6月の24日にあるので来ていただけますかってこっちから、私が分かってますから要望してますけど、なかなかそういうことが分からない。どういうふうにしていいか、聞きたいけどどうしたらいいか分からないっていうことであるんじゃないかなと思いますから、積極的に出向いていくというか、そういう方向を事あるごとに打っていくというのもまだ大事なかなと思うんですけど。広報でも言ってるかもしれませんが、そういう姿勢をアピールしてるでしょうか。

そして、何かうちは、浜の宮は6月にありますが、そのほかにも予約といいますか、うちへ来てくださいますか、そういう話は来ておりますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

昨日も早咲の方で説明会を行ったばかりですけども、要望を受け付けた場合のみでなくって、こちらからも、定期的に順次説明会というのは開催していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

先ほども言いましたが、せっかく町が走らせてくれてる、くじらん。新しい車ですよ。私たちの交通手段としては、いろんなところで利用できたらいいなと思っております。

今後ともまた、私たちもできるところは協力しながら、また利用もしながらいきますので、またお力を貸していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 31 分

再 開 10 時 45 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

おはようございますという言葉にはちょっと時間がかかっておりますけれども、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は2問の質問事項で行いますが、1問目の震災対策についてということで、佐賀地域の事前復興まちづくり計画について問います。

少し話が変わりますが、今朝の高知新聞の一面に、南海地震被害1,466兆円という見だしで第1面を飾っておりましたが、発生して22年ほどの復興に係る約22年間の被害総額を算定したということで、先ほどの1,466兆円というお金が出てました。

その横に、事前対策が必要というふうにタイトルが埋まっております。

記事の内容としては、この事前対策をすることによって、南海トラフでは396兆円、約31パーセントの被害を軽減できるとしております。

では、通告書に基づきまして、通告書を読み上げます。

本町は、令和4年度から6年度の3年間、佐賀地域の事前復興まちづくり計画に取り組み、令和7年2月にその計画を決定しました。この状況下、以下を問うとしております。

カッコ1ですが、決定した計画の概要はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の、事前復興まちづくり計画の概要はのご質問にお答え致します。

昨年度末に策定が完了した佐賀地域の事前復興まちづくり計画では、想定最大規模の地震津波により、主に浸水想定区域が壊滅的な被災を受けたと仮定し、そこからどう復旧、復興を行っていくかを記載した計画とな

っています。

具体的には、国による整備が進んでいる土佐佐賀インターチェンジ付近を新市街地ゾーンと位置付けて公共施設や住宅地を整備し、土佐西南大規模公園東公園周辺を居住ゾーンと位置付け、住宅地として整備していく方針となっており、この2拠点を中心に、佐賀地域全体で復旧、復興を進めていくこととしています。

また、将来にわたる再度の災害防止の観点から、基本的には浸水区域に住宅地を形成しないといった計画としており、浸水区域には産業関連施設や生活利便施設などを配置する方針としています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

大まかな計画といえますか、私は計画の概要ということを問うたわけですので。

計画の概要ですので、ある程度お金が示されるのが一般的ではないかなと思ったのですが。

そういう私の考え方が間違っているのだしたら、改めて金額的なところも教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

事前復興まちづくり計画は、被災後にどのように町を復旧、復興していくかということを目的として策定している計画ではございますが、もし事前にこれを今実施するとどのぐらいの費用が掛かるのかというのは、概算として算定しております。

その金額は、報道等にもありましたが約916億円というものになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

事前にその計画をやるとすれば、916億円ということですね。

昨日の山本牧夫議員の一般質問に、この事前復興まちづくり計画の推進についてということで質問がありました。

この質問の要旨の欄で、私、ちょっと同じ質問をされていたんで要旨を見ていたところ、2行目の最後の方から復興事業費についての記載がありまして、残土処理費を町外へ搬出する想定としたため、当初計画の倍以上、916億円余りとなっているという文言がありましたが、このあたりの中身が少し分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

残土処理の件につきましては、策定委員会を進めていく中で、その際にも概算の事業費というものを出示しておりました。その際には、残土の処理の発生した土、その処理費というものが入っていませんでした。

しかし、山を切ったりするとどうしても土は発生しますので、その処理費もきちんと概算として入れなければいけないのではないかということで、今回の916億の中にはその発生土の処理費というものも入っており、

その発生土を町外に搬出するという仮定で算出していますので、最大限の事業費、そういったものがここに盛り込まれ、結果的に916億円という金額となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっと、先ほど答弁いただきましたその計画で、例えば、佐賀インターの辺りに新市街地ゾーンとして整備をするとか、東公園ですかね。これをもう少しかさ上げして居住ゾーンにするというのがありましたけども。

今言われたのは、こういうところをかさ上げするなり、土が要ると思うんですが、どこの残土を、町外に搬出しなければならないほどの土。どこの土のことを指しているがですか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

すいません、説明が少し足りませんでした。

今回の概算事業というのは切りだけの算出ということにしておりますので、山を切って、そこに高台を造る。そしてそこから発生した土は、埋め上げに使わず町外に搬出するという計画というかそういうもので計算しておりますので、切った土は全て発生土として町外に搬出するというものになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

このまちづくり案、今言われた新市街地ゾーンとか居住ゾーンを造るためには、居住ゾーンで山を切って、山を切る作業が発生して、その土は、新市街地ゾーンは、例えば埋め立てをすると思うのですが、今は全体的には高くないんで。そのあたりと、この町外へその残土を持っていくという意味合いがちょっと分かりにくいのですが。

例えばですよ、大方町エリアでしたら、佐賀から大方の方へ高速道路が伸びてくる関係の残土を利用して、この庁舎の東側の谷を埋めて高台を造るという計画が動いてます。それは工事の残土をすごい有効活用してると、私は思います。こういったような感じで、町内に出てきたその残土を町内で活用するというのが一番いいかなと思うし、それを町外に出すことによって、さっき言いましたように当初計画の倍以上、まあ残土処理のお金が入ってなかったということでこうなるとるのかもしれませんが、倍以上のお金に計画が膨れ上がったということになっているように見えるがですけども。

そこらあたりもう少し、どこの土をどうしていくのかというところ、分かっておれば教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

事前復興まちづくり計画は、あくまでも被災した後に迅速に復旧、復興をするための計画であります。

そういった中でも、もし今この事業を実施すると、どのくらいの費用が掛かるのかというのを本当の粗々概算で出したものが今回の916億というものになっており、今、宮川議員もおっしゃったとおり、山を切ればそれを一気にはめて盛り上げていく。そして平場を造り町を形成していくという手法が一般的だとは思いますが、今回は最大限の費用を計算するということで切りのみの、宅地というか住宅地の形成をしております。

ですので、切りのみですので、発生土は全て処理をしなければいけない。その処分も、町外に持っていくという最大の経費で計算をしております。

ですので、これは本当にあくまでも概算も概算、粗々の目安ということになっておりますので、もし何かの事業をするということになると、当然きちんとした実施設計等々を組んでやっていくようになるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ある程度、新市街地ゾーンとか居住ゾーン、高さも計画ですので、どのぐらいの高さにするかということも入ってないと、これはおかしい話だと思うんですが。

そういうところは、高さなしの計画ですか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

先にも答弁しましたとおり、被災後のまちづくりということで、また、復旧復興した町が同じような災害が来た際に被災しないということが大前提になってまいりますので、当然浸水区域が現在示されております浸水区域外となる高さ、そういったものを確保する計算となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっとくどいかもしれませんが、具体的な数字は出てないがですか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

この計画の中では、具体的な数値というものは出ておりません。

先ほど来から申しておりますとおり、あくまでも粗々の概算ということになっておりますので、目安としてこの事業費の方は捉えていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

数値は考えてないということですが。

例えば、居住ゾーンはもちろん浸水想定よりは高い。

この新市街地ゾーンというのは、そのあたりはどういうふうに考えています。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、居住ゾーンとなります東公園周辺、そちらも当然、浸水区域よりは高いところになります。

佐賀インター付近になります新市街地ゾーンも、現在建設が進んでおります佐賀インターの高さ、あそこは浸水区域外になりますし、その近くにありますが白石団地、あちらの方も浸水区域外になりますので、そこよりは高い住宅地の形成ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁を聞いて、安心はしました。

何か、ある程度お金を当てとるのに、山を切って残土処理をうんぬんでこの大きな金額が出てきとるのという、ちょっと疑問がありましたけども、計画の基本として、居住ゾーンと新市街地ゾーンは予想浸水高を越える以上の高さを確保してくれているというふうに考えてくれているというふうに取りましたので、分かりました。

この、私ちょっと見てるのは、今年の2月の20日でしたかね、まちづくり計画が決定して、その後、新聞報道もあったしテレビの放映もありました。町長もテレビに映られてましたけども。そういうことがあって、町長もお金のことも言われてました。本町だけで賄える金額でないで国の方に積極的に働き掛けていとか、事前にできるものを積極的に探していとかいうような話がありまして、大いに期待をしているところでございます。

では、カッコの2、今後この計画にどう取り組むかということです。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の、事前復興まちづくり計画にどう取り組むかのご質問にお答え致します。

事前復興まちづくり計画は、被災後のまちづくりを記載した計画であり、今後の社会情勢などを踏まえ将来的に更新していく必要があると考えています。

同計画の最大の効果は、被災後の速やかな事業実施です。とはいえ、被災後の実施にも法的にクリアしなければいけないことや、復旧、復興の具体的な手続等、整理しなければいけない事項が多くあります。

このようなことから、まずは、本当の意味で、同計画の実行力を持たすための整理を行ってまいります。

並行して、他事業との連携や事業の細分化により、事前の事業実施に向けての可能性を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

本質的なところは、震災後、いかに速やかに復旧を図るかというのが本旨かもしれませんが、アドバイザーの矢守先生なども、できるものは計画を先取りしてやっていかなければならないということも述べられておりますし、先ほどの新聞記事もありましたように、事前に対策を打つと大きな効果、経済的な効果も見込まれているという。

また、お金ではないところの人の命もかかわっておりますので、できるだけ事前に取り組めることには取り組んでほしいと思います。

加えて言えば、その東日本大震災が起きてから本町では重点施策として震災対策、津波対策に取り組んでおりますけれども、なかなか法律の仕組み上になかなか動きが取れないというような状況がありまして、結果として、転入者ではなく転出される、新たに家を建てられる若い方たちが家を建てる場所がないということで町外に転出されて、結果、震災前過疎になる可能性も大きいという、そういう大きな問題もありますので、そのことも念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

では、カッコ3番。

この佐賀地域での事前復興まちづくり計画につきましては、佐賀のこの3年間の経験を生かして、大方地域にも反映させていくということで当初から取り組んできたわけですが、現状、この大方地域での方向性などは見えているかとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員のカッコ3、事前復興まちづくり計画の大方地域へ方向性はのご質問にお答え致します。

令和4年度から3カ年で実施した、佐賀地域の事前復興まちづくり計画の策定は、ソフト事業でありながら、多くの経費と時間、労力が必要となりました。

大方地域での実施に向けては、佐賀地域での計画策定の経験を生かし、より効果的な進め方を検討する必要があります。

併せて、同計画の最大の効果でもある、被災後の速やかな事業実施のため、その手順や手続き、課題等、整理しなければいけない事項は多岐にわたります。

こうした整理と併せ、これまでの取り組みを検証し、佐賀地域での事前復興まちづくり計画を整理した上で、より良い大方地域への展開を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

流れというか、今後の流れの概要だったと思うのですが。

もう少し具体的なところについての考えなどがありましたら、お答えください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川委員の再質問にお答え致します。

具体的というものにはならないかもしれませんが、先にも答弁しましたとおり、出来上がった計画というものはあくまでも被災後の町の絵姿になります。

しかし、それを実施するに当たっては、それまでに各種クリアしなければいけない法であったり手続き、そういうものがたくさんあります。

そういったものが、どういふようなことがあり、どういふことをクリアしていかなければいけないのかという具体的なことが私たちが分からなければ事業を実施に移すことができませんので、そういったことをまずは整理し、どういふことを私たち、事業を実施するに当たり準備していかなければいけないのか、知っておかなければいけないのか。そういったことを、まずは整理していきたいというふうに考えております。

それに併せて、事前にできることがあれば、そういったことは実施していく。そういったことも併せて検討し、佐賀地域での事前復興まちづくり計画の取り組みについての検証もきちんと行った上で、より効果的な大方地域への広げ方、手法、そういったものも含めて検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

事前復興まちづくりということで、今の答弁では、事前にやるべきこととかいったことをいろいろ検討し、進めていくというような意味合いだったと思うんですけども。

もうこの話を、今の答弁を聞いていましてですね、黒潮町は、先ほどもちらっと言いましたけども平成 23 年でしたかね、東日本大震災があった当初から、地震、津波対策、ずっと取り組んできたわけですが。

町長にちょっとお伺いしますけども、そういったことも今言った東日本大震災を受けてのいろいろな検討とか勉強とかいったことも踏まえて、この佐賀での 3 年間の検討も踏まえて、今後の進むべきところをどういふふうに考えられているか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

これまでの答弁、また課長の答弁と重複致しますけれども、まずはですね、策定した計画の実効性を担保していくということです。

作っただけで、絵に描いた餅にならないように、実際に被災した後にこの計画どおりに円滑に事業を進めるために、自分たちは事前に何を準備しておかなければならないのか、どの部分の知見を有しておかなければならないのか。その整理を、まずスタート致します。

それからもう一つ、事前に進められること。全体を全て事前に進めるということは不可能ですけれども、パーツごとに検証していけば、進められることがあるはずで。

今回の計画の中にもですね、事前準備計画、巻末にちょっと記載しておりますけれども。その中には、例え

ば鈴地区でありますとか熊野浦地区の道路の強靱化。例えば、集会所までであったりヘリポートまでであったり。こういうのがですね、もう既に地元で説明会を終えまして、実際に事業を進めていくことと致しました。こちら、このまちづくり計画の中の一部であります。そういったパーツパーツを拾えばですね、できることはあるかと思います。

その上でですね、本来は住宅地を高台に移転することが事業効果が非常に高いというのは、もうこれ国も自分たちも分かってる話で、これはもうご指摘いただきましたように東日本、それからその1年後の新想定の後からですね、国に強く訴えてはきました。

しかしながらですね、なかなかいろんな諸事情があるんでしょうけれども、なかなか動かないというのが実情でございますけれども。

ここ数年のですね、例えば一つの制度を見て、この制度がいかように編成してきたかというのを見ますと、少なくとも5年前よりは国の防災に対する姿勢というのは前のめりになると、僕は思っています。

そういったことを、そういった気運を醸成するにも、やっぱり自分たちが一役買わなければならないとも思っていますし、引き続き国にも強く要望しますし、自分たちでできる努力は精いっぱい自分たちで努力をしていくと。

その上で、佐賀地区が仮に被災したその直後に、きちっとこの計画どおりの絵姿のと通りのまちづくりができるような事前の準備を的確に進めていくということでもあります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

大体、これからの動きの概要いいですか、理解できました。

では続きまして、2 番の住環境保全についてを問います。

近年、本町でも空き家が増えてきております。近隣住宅などの住環境に悪影響を及ぼすことも多くなっている状況下、以下を問うとしております。

まず1 番としまして、老朽化した空き家の現状とその対策はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の、老朽化した空き家の現状と対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、老朽化した空き家の現状でございますが、令和2 年度に黒潮町全域を対象とした空き家等実態調査を行っております。空き家数が786 戸、そのうち老朽化している物件については68 戸という調査結果となっております。

老朽化として把握された68 戸のうち、実態調査後に13 戸が除却されております。

一方で、新たな老朽住宅も出てきており、現在、把握している老朽化した空き家は64 戸となっております。

次に、老朽化した空き家の対策ですが、老朽化した空き家の除却を行う所有者に対して、除却工事費の10 分の8 の補助率で補助上限130 万円の補助事業を実施しております。

平成24 年度から始まった補助事業でございますが、令和2 年度全域調査後の令和3 年度から令和6 年度までに、合計71 件の除却実績がございます。

今年度は5 件分の予算を計上しており、来年度以降につきましても引き続き補助事業を実施してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

空き家で老朽化しているというふうに判断されているのが、現状 64 戸残っているというふうに聞きました。

このうちですね、所有者が不明というよう、所有者が分かっているのか、そのあたりの状況が分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、所有者不明の空き家については 6 件ございます。

その 1 件につきましては、令和 6 年度に補助事業を活用し解体されております。

残り 5 件のうち、2 件は所有者特定ができず、3 件は文書を発送していますが、反応がない状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

所有者不明の物件がまだ数戸残っているということで。

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、これについての今後の対策はどうなってますか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

その状態がはっきり特定できてないものに関しましては、物件の状況等を確認しながら、空き家特措法に基づいた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

細かく細かく、質問を切ってごめんなさい。

所有者が分かっているもので、かなり今老朽化がひどいというような状況のものがあると思うのですが、私の住んでる地区にもあります。見受けられます。

そういった者に対しての、所有者が町外へおいでところもかなりあると思うんですが、そういった者への働き掛けの状況はどうなってますか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

連絡が取れるところには直接連絡をしたりしていますが、町外層に関しましては文書発送を致しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

最初の連絡方法を今聞かせていただいたと思うがですけども、近隣の住民は、平たく言えばのけてほしいというような状況になってると思うんで、そこののけるという目的に、のけることができるまでの道筋というか段取りなんかはどんななってますか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

宮川議員おっしゃられてるのは、所有者が特定できずに、かなり危険度が高いといったような住宅かと思えます。

そういった老朽度が高く危険度が高く、そういったものに関しては特定空き家として認定して、その●に行政として取り組んでいくという形になります。今後、その形を取っていきたいというふうに考えております。

その特定空き家の認定に関しましては今年度予定をしていて、その2件認定された後は、先ほど言ったように本人への指導、勧告といったものを行いながら、所有者が分からないものに関しては行政代執行とか、そういった形を取りながら今後進めていく形になると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

除去に向けて取り組んでいただけるということで、所有者のいない家については、行政の代執行という形も取っていきたいということでございました。

ではカッコ2番の、空き家の庭木が伸び過ぎて、隣家に迷惑を掛けている場合の対象法はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の、空き家の庭木による隣家への迷惑に対する対処法についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町の管理する町道沿いの立木についてご説明したいと思います。通行する車両に対して支障となる場合は、支障木に対する対処法についてまずご説明したいと思います。

道路には車両が安全に通行するために、道路構造令第12条により建築限界が設けられています。

道路管理者として、町道沿いの立木が建築限界を侵している状況である場合につきましては、事故を未然に防ぐため土地所有者による事前の伐採を、広報、ホームページ等によりお願いをしているところでございます。ただし、緊急性を要し、土地所有者への連絡が取れない場合は、道路法により、道路管理者にて直接伐採を行っております。

宮川議員ご質問であります、空き家の庭木が伸び過ぎて隣家に迷惑を掛けている場合につきましては、行政管轄の用地ではございませんので、民法によるそれぞれの対処が基本となります。

しかしながら、旧民法では、隣地からの枝が越境された土地の所有者は竹木の所有者に枝を切除させることができるという原則はございましたが、竹木所有者が枝を切除しない場合は越境された土地の所有者が訴えを起し、判決を得て強制執行の手続きを取る必要があります、越境する都度、常に訴えを提起しなければならない等、越境された土地の所有者に対する救済を受けるための手続きが、過重の問題点がございました。

このような課題に対応するため、竹木所有者に催告をしたが、相当の期間内に切除しないときや、竹木の所有者を知ることができず、所在を知ることができないとき、急迫の事情があるときは、越境された土地の所有者は枝を自ら切り取ることができるよう民法が改正されております。

以上により、隣家の伸び過ぎた庭木に対しての対処法については、越境された土地の所有者の自らの伐採について救済手続きが簡略されましたが、まず、空き家または土地の持ち主等に現在の状況について相談をしてもらい、お互いの話し合いのもと、伐採等の対処を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁で聞いていますと、空き家の隣に住んでおいでの方が対応をするというような、民法の規定の話をされたと思うのですが。

例えば地区内で、今留守にされている方がどこに住んでおいでるかというような情報がなかなか入ってこないようなときがあります。そういうことで、連絡取りようがないねみたいなことで数年たつ。例えば10年たつとその支障木も大きく育って、なかなか対応が個人といいますか、機材を入れんと切れないような状況になったりしているような状況も見られます。

そういったところで、地区要望なんかでも、ここの木を切っていただきたいというような地区要望も出とるように私は思ってますけども、こういった場合の行政の対応について、少し教えてください。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、所有者が分からないといった状況の場合は、法務局で登記簿の事項証明書といったものが、地番が分かれば通ります。

それにより、所有者は確認するということができると思いますので、これはどなたでも取ることができるので、それによる確認はできるかと思います。

あと、行政としてどのようなことですが、行政としても隣地の状況のことにに関して、なかなか声を挟めないということがございます。

ただ、それがあまりにも周りにも影響が大きいとか、そのことが周囲に相当な影響を及ぼすとかいうことが

ございましたら、その内容を確認しながら対応することはできるかと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁を聞きまして、例えば行政の対応としては、例えば地区要望なんかで出していただければ対応していただけるというふうに取りましたが、それでよろしいですか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

あくまでもできるのは、さっき言ったように周囲に影響が大きいとか、そういったものに対してでございます。それもとどこまで●できるかというのはその状態にもよると思いますし、あくまでも情報提供とか、お知らせをするとか、そういったことにとどまる状況もあるかと思っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんけども。

地区要望で挙げていくと、その現場へ行って対応策を考えていただけるかというふうな質問に変えます。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

基本的には、それぞれの方の話でやってもらうということになるかと思っています。

その中で、町としてできる部分があれば町として対応していきますけども、基本的には隣地、民地同士の話なので、行政というよりは司法的なお話になるかもしれないので、そういったことに関しての行政相談とか、そういったことのお知らせとか通知とかはできるかと思っています。

あくまでもその実施をするに当たっては、そこに関してはもう行政としては全く手が出せない状況になりますので、そういった情報提供とか、そういったことに関してはできる部分はあるかと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

住民が困っているという状況の下での質問をしてるわけなんで、行政ができることがあるのではというふうな立場に立って対応していただけたら、すごい住民の方も納得されやすいんじゃないかなというふうに私は思います。

個人の問題だから個人で対応してというようなことで、例えば、どこへお住まいということも教えてくれな

いとかいうように住民の方が取るのはすごい、言葉は悪いかもしれませんが寂しいように感じを受けるんじゃないかなあというふうなこともあつての質問でした。

大体の状況は分かりましたんで、私の質問はこれで終わります。どうも。

議長（中島一郎君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 38 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

それでは、通告書に基づき、私の一般質問を行います。

今回は2問について、町の対応を問います。

まず、1問目。

黒潮町発足合併20周年に対する町の対応についてです。

通告書を読ませていただきます。

平成18年3月20日に、旧大方町と佐賀町が合併して黒潮町が誕生した。10年前の平成27年度には合併10周年の記念事業を行ったが、20周年を迎えた本年度、下記について町の考えを問うとしております。

平成18年の合併以降、私が思う黒潮町が一番力を注いできたのは、やはり防災対策ではなかったかと思っております。

平成23年、2011年3月の東日本大震災を受け、翌24年3月に内閣府から発表された南海トラフ巨大地震の津波想定において、最大震度7、津波高においては、全国一の34.4メートルが発表されました。それ以降、黒潮町は一人の犠牲者も出さないという高い目標を掲げ、官民を挙げて防災対策に取り組んでまいりました。このことは大方地域、佐賀地域にかかわらず、災害から自分の命は自分で守り、地域の住民は地域で守るために黒潮町民一人ひとりがその目標に向かって1つになれたような気が致します。

確かに34.4メートルの津波想定は厳しいものではありましたが、それに立ち向かうために、町も町民も1つになって防災対策に取り組んできた。そのことは非常に大きかったと思っております。

私も県外に行った際に、高知の黒潮町から来たことを伝え、防災対策を頑張っている町ですねということと言われ、大変黒潮町民であることにうれしく思った次第であります。

その後、新型コロナの影響を受けて、各種いろいろな事業が制限される中、近年では、新たにカーボンニュートラル、脱炭素先行地域事業に注力しているのが、わが黒潮町ではないかと思っております。

このような状況踏まえて、カッコ1番の質問を行います。

町は合併20周年を迎えた黒潮町の現状をどのように捉えているか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、青木議員のカッコ 1、合併 20 周年を迎えた黒潮町の現状をどのように捉えているかにつきましてお答え致します。

大方町、佐賀町合併協議会での 1 年以上に及ぶ協議を経て、平成 18 年 3 月 20 日、黒潮町は誕生致しました。当時は国による地方分権改革や地方交付税の削減など、厳しい行政運営が続く中、地方行政をいかにして確立していくのかというのが大きな課題でした。

合併以降、農業、漁業をはじめとする第一次産業の振興や、地域資源を生かした観光振興など、それまで旧町で推進してきた施策を継承しつつ、一体感を持って新たなまちづくりに取り組んできました。

平成 24 年には、最大津波高 34.4 メートルという衝撃的な津波被害想定を受け、町民と行政が一体となって、避難訓練や高台移転、防災教育など、町全体で防災対策を進めてまいりました。

また、平成 27 年度からは黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略を最上位計画として策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、いわゆる地方創生の取り組みを開始しました。

しかしながら、合併時 1 万 4,133 人だった町の総人口は、令和 6 年 6 月には初めて 1 万人を割り込み、中山間地域における人口減少と少子高齢化が課題となっております。

合併から 20 年が経過し、人口は約 4,300 人、率にして 3 割減少している状況ですが、人口減少下での暮らしを見据えながら、歩みを止めることなく、安心して暮らし続けることのできる仕組みづくり、まちづくりに努めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

そうですね、やはり、人口減少対策についてはやはり今種をまいておかないと、10 年後、20 年後、もうちょっと先かもしれません。に、今よりもまだ厳しい状況が待っておりますので、そこについては今後も注力していただきたいと思います。

それでは、2 番の質問に移ります。

平成 27 年度の合併 10 周年のときには、記念式典をふるさと総合センターで行っております。町内の各種団体から推薦された委員で実行委員会を立ち上げ、町政発展に功績のあった個人や団体の表彰を行い、黒潮町に対する思いを大方中学校や佐賀中学校、大方高校の生徒の代表の方から発表していただきました。

また、記念事業として、NHK ラジオ民謡をたずねての公開収録や、過去と現在を振り返る今昔写真展を、大方、佐賀両地域で開催しております。

その際、合併 10 周年の協賛事業などに使用するロゴマークを町民の有志の方に作成していただいて、各種事業に使用致しました。

お隣の四万十市は、平成 17 年 4 月 10 日に旧中村市と旧西土佐村が合併して誕生しておりますが、本年 4 月 10 日に合併 20 周年の記念式典を行っております。

また、東隣の四万十町は、黒潮町と同じ平成 18 年 3 月 20 日に旧窪川町と旧大正町、旧十和村の 3 町が合併して誕生しており、四万十町役場の担当の方に確認すると、まだ具体的な事業は決まっていないが、年度内に記念式典を行う方向で調整中だということでした。

本町の令和 7 年度の当初予算を見る限り、合併記念式典の関連予算は計上されていないように思います。

私も去る 3 月議会において、本年度の当初予算に賛成した議員の一人ですので、そのことについてはとやかく申しません。また、現時点で予算化されていないのに合併関連事業をやるのかという質問は時期尚早である

ことは承知でございます。

しかしながら、やはり合併 20 周年に当たる本年度においても、大方地域、佐賀地域の皆さんの交流を推進し、合併したことのメリットが実感できる町であってほしい。そういう思いを込めての質問であります。

2 番の通告書を読みます。

本年度、合併関連事業を行うか。行うのであれば、どのような事業を計画しているか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、青木議員のカッコ 2、合併関連事業を行うかにつきましてお答え致します。

合併 10 周年を迎えた平成 27 年度には、町内の各種団体代表者などで構成する実行委員会を立ち上げ、記念式典及び関連する記念行事を実施しました。

平成 28 年 3 月 20 日には、関係者約 200 名をお迎えし、ふるさと総合センターにて記念式典を開催したところでございます。

式典では、町政の発展等に尽くした方に対する町長表彰のほか、記念映像の上映、町内中高生による作文発表などを執り行いました。

20 周年の節目となる今年度につきましても、記念事業を行う方向で検討しているところでございます。

現在のところ、答弁できる事業計画はございませんが、令和 8 年 3 月をめどに記念式典を開催したいと考えており、企画調整室を中心に体制を整え、準備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

分かりました。

事業は考えてくれているようですので、安心を致しました。

ぜひ、合併したことのメリットを町民の皆さんが実感できる事業を開催することを期待して、1 番の質問を終わります。

それでは、2 番の質問に移ります。地籍調査の推進についてです。

地籍調査は、土地の戸籍ともいふべき地籍を明確にし、国土の均衡ある発展の基礎を成すものとして、昭和 26 年に国土調査法が制定されました。その後、昭和 38 年に国土調査促進特別措置法が施行され、全国で一気に着手する市町村が増えております。

黒潮町の地籍調査は、旧佐賀町が昭和 48 年度、旧大方町、間違っていなければ平成 8 年度だと思いますが、これに着手しております。

着手から、佐賀地域が 52 年、大方地域は 29 年が経過しております。

しかし、県が公表している令和 6 年 4 月 1 日現在の本町の進捗率は 30.5 パーセントで、県平均の 60.1 パーセントの半分程度となっております。

この現状を踏まえて、町の対応を問うとしております。

カッコ 1 番、読みます。

本町の地籍調査の完了年度を何年度と想定しているか。また、現在の進捗でそれは可能か。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは青木議員の、地籍調査の完了年度の想定と現在の進捗で可能かのご質問にお答えします。

本町の地籍調査につきましては、全体で言いますと、青木議員おっしゃられたとおり、現在 30.5 パーセントの進捗となっており、年間の完了面積で言いますと 1 平方キロメートル前後で進んでおりますので、完了見込みは県が資料をまとめているようにかなりの期間が必要となっていると把握をしておりますが、完了年度については、町としましては明確にできておりません。

実際の調査の進捗で見ますと、宅地部分は細かく分筆されているような状態が見受けられ、年間 1 平方キロメートルまでに至らない場合もございますが、山林になると一筆が広いですので、進み具合も早く、年間で 2 倍程度の広さを完了できる場合もございます。

いずれにしても、毎年度の計画及び次年度要望を国に上げ、内示が出たものについて実施をしていくこととなりますので、現状のまま進めていくことで完了年度も前倒しにすることができると考えております。

1 年でも早く完了できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

完了年度の想定は持っていないということでしたが、1 年でも早く終わらしていただけるということですので、そこは期待したいと思っております。

残っている部分は、先ほど課長の答弁でもありましたが、大部分は山林だと思います。

町の執行体制ではなくて、実際の現地調査等を受託している森林組合等の職員配置の問題等、町だけで解決できない問題もあろうかと思っておりますので、そのへんについてはですね、慎重に協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

それでは、2 番の質問に移ります。

県のホームページによりますと、県下 34 市町村のうち、全域 100 パーセント地籍調査が完了している市町村が 9 町村あります。そのうち、本町より後から着手をして先に終了している市町村が 6 町村あります。

全ての町村に確認したわけではありませんが、年に 5 平方キロメートル以上やっていた町村もありましたし、地籍調査を専門に行う国土調査課を立ち上げて集中的に行った町村もあったようであります。

黒潮町の面積は 188.46 平方キロメートルだと思います。そのうち、地籍調査事業では、国庫補助金の対象とならない国有林が約 19 平方キロメートルあります。既に地籍調査が終わっている地区や土地改良事業、区画整理事業などの換地処分が行われている土地が約 50 平方キロメートルございますので、それを差し引きますと、町内で地籍調査が残っている面積は約 114 平方キロメートルになるかと思えます。

しかしながら、先ほど課長の答弁にもありましたように近年の地籍調査の実施面積は、年に 1 平方キロメートル程度だと思います。このままでいくと、あと 114 年しないと町全域が 100 パーセント完了をしないことになります。随分気の遠くなる話であります。

町の面積は、合併や公有水面の埋め立てをしない限り増えることはありません。決、ゴールですね。ゴールが決まっているのですから、もう少しスピードアップをして、早く終わることができないか。そういう思いで

この質問をしております。

地籍調査のメリットとしては、調査が終わっている区域は税務行政に活用できることはもちろん、用地買収を伴う公共工事などを行うときに所有者や土地の境界が特定しやすいので、すごく役立ちます。

地籍図と GIS、地理情報システムを連動させることで、町道の管理や上下水道などの町有インフラの整備、維持管理にも大変役立ちます。また、一筆一筆に座標値がありますので、境界が不明になっても復元能力があります。近い将来発生が予測されている南海トラフ地震においても、津波や山崩れなどで境界が分からなくなった土地であっても、この復元に威力を発揮致します。

さらに、私がそれ以上に重要だと思うのは、多くの皆さんが経験する、親が亡くなったときに土地を相続するときであります。親が亡くなれば、放棄をしない限りほとんどの皆さんが土地や建物を相続すると思いますが、地籍調査が終わっている区域は、測量によって縮尺を持った地図、不動産登記法では法第 14 条地図と言いますが、この図面が整備されております。この図面は位置や隣地との境界が分かるので、大字のどの部分に自分の相続する土地があるのかが一目瞭然で分かります。

町にとっても、町民にとっても有効なこの事業を、あと 114 年と言わず、もう少しスピードアップをして 1 年でも早く町内全域を終わらせるべきだという思いからの質問であります。

カッコ 2 番を読みます。

地籍調査に特化したプロジェクトチームを立ち上げ、人と予算を投入して早期完了を目指す対応を望むが、どうか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは青木議員の、早期完了を目指す対応を望むがどうかのご質問にお答え致します。

地籍調査は、町民の財産を守ることにつながりますので、町としましては、できるだけ早く終わらせたいという思いは持って事業に当たっております。

しかし、地籍調査には大きな予算を要しますし、人についても無限に雇用できるものでもありませんので、計画を上げ、国や県の下承を得て、計画どおりに事業に着手していくこととしております。

また、人員につきましても、町全体のバランスを取りながら人員が配置されているものであるため、今後も現在の人員で事業を推進してまいります。

そのため、現在のところ、地籍調査に特化したプロジェクトの立ち上げは考えておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

そうですか。

今月 3 日の議員全員協議会のときに、松田代表監査委員から町の財政状況について説明を受けました。

今後も厳しい財政状況が続く中で、健全な財政運営に努めるよう説明を受けたばかりですので、人と予算を投入して、面積も広げてどんどんやってくれということはなかなか言い難い部分があります。

限られた予算と人員の中で、毎年いろいろな事業を行わなければいけません。当然、行う事業には優先順位をつけて、住民福祉が後退することのないようにしていただくことは大変重要なことであります。

しかしながら、先ほども言いましたけれども、既に全域 100 パーセント完了している 9 つの町村のうち、本町より後から着手して全域完了しているものが 6 つあります。実に 3 分の 2 は、黒潮町より後発の自治体であります。

今さら事業の重要性をとにかく言わなくても十分理解していただいていると思いますので、これ以上は申しませんけれども、やはり、あと 114 年というのは、これは一概に言えませんが、あまりにも長過ぎるように思います。一日も早く全域完了することを期待して、2 番の質問を終わります。

3 番の質問に移ります。

この 3 番の質問は地籍調査とは直接関係ありませんが、2 番の地籍調査の終了と関係してくるので、あえてここで質問を致します。

まず、質問の大图について、私と執行部の間で認識が違っていただけないので、説明させていただきます。

私が今回質問している大图は、大字ごとに小字の位置関係が載った図面のことを言います。

地籍調査が終わっている地区では集成図とも言うかもしれませんが、大字単位で存在する小字の載った手書き、フリーハンドで書かれた図面のことであります。

一般的に、大图は地籍調査が完了した地区はあまり意味を成さないと思います。それは、大图がなくても地番、番地ですね。を検索すれば、すぐに地籍図の中で位置や形状、隣接する土地の地番が分かるからであります。前段にも言いましたが、親の土地を相続するときに所在や隣接関係が分かって、すごく助かります。

しかし、地籍調査が終わっていない地区は、手書きで書かれた地図に準ずる図面、いわゆる字限図という図面を基に、大图を参考にしながらその土地を探すしかありません。1 筆、2 筆ならまだ何とかありますが、たくさん土地を相続する場合、その作業は大変です。

ちなみに、字限図はコピー料を払えばコピーできます。仮に大图の一部に記載されている小字の位置が不正確な部分があったとしても、あくまで参考資料であることを条件にコピーを可能にすることの方が、私は住民目線の行政サービスだと思っております。

3 番の通告書を読みます。

税の資産税係が所有している大图は、住民が閲覧や写真を撮ることはできるがコピーすることはできない。

住民サービスを向上させるために大图のコピーを可能にすべきだと思うが、どうか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは青木議員の、住民サービスを向上させるために大图のコピーを可能にすべきと思うがどうかのご質問にお答え致します。

現在、資産税係で保有している大图につきましては、法務局にある大图を複製したもので、一般に切図や字限図といわれ、字単位の形状を地区単位でまとめた字の位置関係が分かる図面でございます。

この大图の閲覧等につきましては、現在のところ、窓口に来ていただいての閲覧と、閲覧時に写真撮影をすることは可能としておりますが、町がコピーしたものをお渡すことはしておりません。

これは法務局についても同様の取り扱いがされており、町と致しましても、法務局に準じた取り扱いとしているため、現時点でコピーをすることについては考えておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

そうですか。

不動産登記法第 14 条第 1 項に、登記書は地図を備え付けるものとするとうたっております。

地図は、1 筆あるいは 2 筆、地番が載った図面ということになっております。

しかしながら、大図は地番が載っておりません。小字の配列だけであります。

同じく、14 条第 4 項に、地図に準ずる図面を備え付けることができるというふうに書いております。地図に準ずる図面、先ほど私が言いましたような字限図のことじゃないかと思います。

法務局がコピーしてないということであれば、そこに倣っているのかもしれませんが、うーん、どうかなあというふうな気持ちはします。

大図はですね、各種証明書のように法務局が出す第 14 条地図は登記官の公印が使えておりますけれども、大図はそのようなものが、公印は押されません。

仮に、一部に小字の位置に明確なものがあつたとしても、コピーの上に参考資料というゴム印を 1 つ押して、コピーを渡すときにその旨を住民さんに周知をしてやれば特に問題はないのかなあというふうに、私は感じております。

役場の内部資料ならともかくですね、トレースや写真撮影は良いのにコピーは駄目だというのは、ちょっと悲しいかなという気持ちは致します。

町長、町長にちょっと質問します。

仮に大図の位置関係に不明確な分があつたとしても、参考資料なら出せるんじゃないか。その方が、住民にとって優しい行政サービスじゃないかと思います。

私はこの質問をするに当たり、幡多郡内の市町村に確認を致しました。三原村はですね、村内全域地籍調査が完了しておりますので、このような問題はありません。しかし、残る 3 市 1 町は全ての市町村がコピーを可能にしておりました。

従って、それほど難しい行政判断ではないように思います。

地籍調査の終了がまだ 100 年以上もかかるこの現状を踏まえて、早急に大図のコピーを可能にしてもらいたいですが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

先ほど課長が答弁しましたように写真撮影オーケーということでございますので、写真撮影でそのコピーに準ずる、いわゆるコピーの代替ができるという判断で、さらに言えば法務局の対応に準拠しているということで、これまでやってまいりました。課内協議、今いただいているところでして、もう少し時間は必要かと思いますが。

それから、ニーズもですね、年間 20 件ほどだそうでございます。

従いまして、少しく住民ニーズとも照らし合わせながら、それから住民の皆さんのご意向も少しく伺いながらということになろうかと思いますが、少し検討の時間を要するということです。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

分かりました。

検討のテーブルには乗せていただけるということですので、この件についてはですね、これで終わりたいと思います。

最後に、町長に地籍調査の推進体制について、ちょっとくどいかもしれませんが一言申し上げます。

答弁は要りません。

今年の4月の人事異動で、地籍調査の推進体制が縮小されているように思います。そのような現状の中で、人と予算を投入して面積もどんどん増やしてやりなさいとは、なかなか言えない状況であります。

仮に、残り114平方キロメートルを10年で終わらそうとすると、1年に11平方キロメートル以上を調査しなければいけません。もし20年で終わらそうとすると、年に6平方キロメートル程度であります。しかしながら、本町の現在の状況は、年に1平方キロメートル程度であります。

県のホームページも載っておりますが、事業完了までの年数が長い、遅い方ですね。遅い方から数えて、黒潮町は、香美市、宿毛市に次いでワースト3位になっております。ワースト10のうち、町村はうちと東洋町の2町だけ、あとは全てが市であります。

ちなみに大月町は、あと16年で終わることになっております。東隣の四万十町は、本町よりはるかに面積が広くて459平方キロくらいありますけれども、その四万十町であっても、あと12年で全域が完了する予定であります。繰り返しになりますが、あと114年、着手から160年以上というのはあまりに長過ぎるように思います。地籍調査は160年以上かけてやるような事業ではないはずですよ。

せめて、あと20年から30年以内には完了させてほしい。それが私の願いであります。

町長の今任期中とは申しませんが、せめて、町長の在任期間中に事業完了、ゴールに向けた道筋を付けていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、青木浩明君の一般質問を終わります。

次の質問者、水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

通告書に基づいて、質問を行います。

3月議会でも質問を行いました、不十分な点が幾つかあったので、その後の進捗状況についてお聞きします。

1 番、補聴器購入助成について。

1、補聴器購入助成の申請数と相談件数、購入数はどうですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、補聴器購入助成の申請数と相談件数、購入数はどうかのご質問にお答え致します。

今年4月より実施しています補聴器購入費補助金につきましては、6月現在で、申請件数は0件、相談件数は4件となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

申請件数が 0 件で、相談件数が 4 件ということでしたが。

当初より、ちゃんと申請があるのか。そして、制度が行き届いて住民の皆さんに周知されるのかということ
を心配してしてたんですけれども、はい。

次に、具体的に大方と佐賀での相談件数っていうのはどのようになっていますか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

現在、相談件数としましては、相談件数は大方地区が 2 件、佐賀地区で 2 件となっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

大方で 2 件、佐賀で 2 件ということでしたけれども、この佐賀の方でも、相談っていうのは窓口で受け付け
ておられるということですか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

水野議員の再質問にお答えします。

現在問い合わせが、相談があったのは、本庁の方に問い合わせがあった件数となっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

3 月議会で課長から、悩みとか不安がある方は窓口や電話で相談に応じるというお話でしたが、補聴器の利
用を考えている方は、高齢や障害により今までできていたことがだんだんとできにくくなったり、そのことに
戸惑い、生活の不自由さを日々感じておられる方であると思います。

前回、申請の想定数を 30 くらいと言われていましたが、その数字の根拠は。

また、申請数が少ない理由についてはどのように分析されていますか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

当初計画した 30 件につきましては、近隣市町村の状況を参考にさせていただいた結果でございます。

また、現在申請が少ないことにつきましては、4 月号の広報での啓発、それからあったかふれあいセンター
の職員さん、それから民生委員さん等々に、あとケアマネジャーさんも含めてですけど、そういったところに
周知をお願いはしておりますが、全体にまだ行き届いてない成果と考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

では、2 番の質問に移ります。

当町での補聴器購入助成制度の目的は何ですか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の、当町での補聴器購入助成制度の目的は何かのご質問にお答えします。

本補助金の目的としましては、聴力機能の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対し、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、高齢者の積極的な社会参加の促進を支援し、高齢者福祉の増進を図ることとしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

目的については、閉じこもりで認知機能低下、で、社会参加ということでしたけれども、非常に重要な課題であると思います。

それに関して、難聴っていうのは初期の対応が重要というふうにいわれています。3 月議会で紹介した高知新聞の記事にも、初期は音をうまく聞き取ることができない。そのため、聞き違いによってお互いのコミュニケーションのトラブルが生じてくると。で、早期に対応することで重度化を防ぐことができ、その結果、医療や介護の費用の抑制にもつながると思いますが、それについてはどう考えますか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

聴力が低下することだけではございませんが、やはり社会参加への機会を失われることであったり、その他の要因によって閉じこもりが起きてくることによって、さまざまな病気であったり状態が進行してまいっております。

この補助事業をもちまして、できるだけそういった方の社会参加が進めればということで行っておりますので、町としてもそういう閉じこもりであったり、認知機能の低下の要因とされるものの一つとして予防に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

では3 番の、購入助成制度の周知はどのように行われているか。

補聴器の使用を啓発するパンフレットなどを作成しているか。また、今後その予定はあるか。

先ほど、周知については広報、民生委員、あったかふれあいセンター、ケアマネジャーを通してというふう
にありましたけれども、またお願いします。

詳しい説明がありましたら、お願いします。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の、購入助成制度の周知はどのように行われているか。補聴器の使用を啓発するパンフレ
ットなどを作成しているか。また、今後その予定はあるかのご質問にお答えします。

若干、先ほどの再質問の答えと重複しますが、お許してください。

補聴器購入費補助金の周知につきましては、4月に、社会福祉協議会や各あったかふれあいセンター、民生、
児童委員さん、ケアマネジャーの方々に説明をし、5月の広報に掲載することで周知を行っています。

チラシにつきましては、窓口での説明で使用しているものがありますが、文字が多く見づらいとの声があり
ますので、イラスト等を使用し見やすいものとなるよう、現在作成中です。

なお、補聴器の使用を啓発するパンフレット等につきましては、作成の予定はございません。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

5月の広報で周知してということで、チラシについては見やすいものを現在作成中ということでしたけれど
も。

以前にも質問をさせていただいたんですけれども、そして、これまでもほかの議員からも質問がありました
けれども、制度とかをなかなか住民の方が理解して利用するっていうことがなかなか大変ということを知
るんですけれども。

以前提案させてもらって、例えば四万十町では、A4で1枚で両面で、介護のことだけではなくいろいろな制
度について、チラシのようなものを窓口で置いてたりとかいうふうな、住民に分かりやすく、より使いやす
く周知をされていて。

この間、ホームページで当町でもそのようなものを見たんですけれども、実際に窓口とか住民の方に届くよ
うな形で、そのようなものを作るような予定とかっていうものはありませんか。

これは健康福祉だけではないと思うんですけれども、協力しながら作るというふうな考えはありませんか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

全体的なことになってくるとなかなか難しいと思いますので、今回につきましては補聴器のことについて回
答させていただきます。

補聴器につきましては、先ほども答弁したように、現在チラシが文字ばかりのもの、手順の流れであったり
要件であったりを文字で記入しておりますので、なかなか見づらいと。実際見られた方からもそういう声をい
ただいておりますので、イラスト等を使った見やすいものを作るということは現在やっております。

今後につきましては、ホームページ等でも本補助金の制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

先ほど答弁の中で、チラシは見やすいものを作るということでしたけれども、パンフレットとかは現在のところは作成する予定はないということでしたけれども。

他の市町村では、例えば補聴器を購入した方へのアンケートを実施されていて、ご家族の方への質問もあり、テレビの音を抑えられるようになったとか、会話がスムーズにできるようになってお互いに落ち着いた生活ができるようになった、などの声があります。

また、専門家と一緒に発行しているパンフレットに、そのままにしておく認知機能の低下やうつ傾向に。早目に補聴器を使用すると、笑顔あふれる生き生きとした毎日に。早めに補聴器を使い脳への刺激を届けましょう、と呼び掛けている。

そのようなパンフレットを作成していますが、今後、専門家とも協力しながら、このようなチラシとかリーフレットとかを作っていく予定はありませんか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

パンフレット等については、現在のところ予定はございません。

というのも、一言で難聴と申しまして、それは病気であったり、あと年齢性によるものであったり、あと、若い方によってもヘッドホンのということで、ヘッドホン難聴等も出てきております。そういった、原因もさまざまにある。

それから、補聴器を着ければ必ず治るものでもなくて、手術で治る難聴もございます。

そういったことも含めて、パンフレット等については、そういう知見が今現在うちの役場にはないので、作ることとはできないと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

今後、さまざまな申請とかに行ったりとか、課題、住民の声とかでいろいろあると思いますので、また対応していただきたいと思います。

4 番、今後の課題についてはどう考えるか。

お願いします。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の、今後の課題はどうかのご質問にお答えします。

補聴器購入費補助金につきましては、4 月に開始したばかりですので、課題につきましては今後出てくるものと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

現在は非課税世帯のみですが、今後は課税世帯にも拡大していく考えはありますか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

現在、本補助金につきましては、実施近隣市町村と条件を合わせた実施をしております。

また、非課税世帯の方が半数近くおられますので、現在のところは課税世帯への拡大については予定はございません。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

今の回答の中で、実施近隣市町村と合わせた対応ということでしたけれども。

近隣の四万十市、土佐清水市、三原村ではイヤーマールドについても認めています。黒潮町ではそれについては、当町では認めていませんが、今後の予定はどうですか。

イヤーマールドとは、オーダーメイドで作る耳栓です。耳掛け型補聴器やポケット型補聴器を装用する際に使います。耳の形に合わせて作るため、規制の耳栓よりも付け心地がアップするほか、落下するリスクを下げられる点がメリットです。また、音もれ防止や耳の痛みの軽減にもつながります。

実際に住民の方で今まで、最近お試して補聴器を試したが、うまく装着できず、片耳の分を落としてなくした。高いものなので弁償せんといかんと思ったら、つい買うがを考える。また別の方は、マスクを着けて、眼鏡を掛けて、補聴器までやると、どうしてもうまく着けるのが難しい。ましてや細かいものなので、指で落としたものを拾ったりとか着けるっていうのが困難なので、必要と思ってもなかなかその使用には結び付かないという声もあります。

また別の方は、会議や話を聞きに行ったときに、少人数やったらええんやけど、ようけ人がおったら誰が何をしゃべりようか分からん。やけん、どうしても行くががおっくうになる。町やテレビらあでも、最近よう認知症の予防に外に出ていって人と話をするようにと言いうけど、人に聞き返すがも悪いけん、なかなか出ていくがもできんというような声もあります。

そういう悩みを解決するために、今後、四万十市というか近隣市町村のようにイヤーマールドの使用についてはどう考えられますか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

イヤーマールドにつきましては、本補助事業の補助金につきまして、医師の診断書をいただくようになっております。

この医師の診療所の中にイヤーマールドの必要性を医師が記入する欄がありまして、そこに必要と書かれたものにつきましては助成の対象にしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

医師の診断書があったらイヤーマールドの使用も可ということなので、安心しました。

ぜひ、それを住民の方に周知をしてもらって、できるだけ多くの方が利用できるようにしていってほしいというふうに思います。

3 月議会でも質問しましたが、国の保険者機能強化推進支援金、介護保険保険金努力支援交付金を使って、山形市では聞こえくっきり事業、県内でも安芸市が聴こえる幸せ事業に取り組んでいますが、そのことによって、安芸市では難聴高齢者を早期発見し、健康寿命の延伸や医療費適正化につながることを目的とすると、で、特定健診、健康診査の場で、聞こえのチェックリストを実施。保健指導、受診勧告、補聴器購入後の定期的な受診及び補聴器の調整を行うようにしてるということですから。

こういうことができたなら住民の方も安心して生活できるというふうに思うんですけども、当町ではどうでしょうか。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(野村晃稚君)

それでは水野議員の再質問にお答えします。

先ほど、健康診断の中でやられているという話をされましたが、当町では、厚生労働省の標準的な健診、保健指導プログラムに従って特定健診を実施しております。

その中で、聴力につきましては現在含まれておりませんので実施は今のところないですが、今後、要綱が変わりましてそこに加えれば、それもするようになるなってくるかと思しますので、今後国の動向に注意をしてみたいと思います。

また、先ほども答弁しましたが、同じ難聴といってもいろんな原因がありますので、まず、少しでも聞こえが悪くなってきたとか、気になることがありましたら、まずは専門医、耳鼻咽喉科の方に行っていただき、しっかり診断していただき、現在の状況とそれに対応する方法というのをやっぱり専門家とともに聞いていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番(水野佐知君)

今、課長が言われたように、誰もが耳鼻科にかかって、適正な治療というかできたらいいと思うんですけども、なかなか高齢で交通の、ましてや耳鼻科が当町にない。で、補聴器のお店がないという中で、なかなか難しいというふうなこともあると思います。

ぜひ、黒潮町の地域包括ケアシステムという他市町村に誇る制度の中でそういう連携を図って、より皆さんが使いやすいようにしてほしいというふうに思います。

誰もがいずれ年を取り、障害ができ、生活が不自由になり、住み慣れたこの黒潮町で当たり前のように生活してい

くことが難しくなっていきます。その中でも高齢者が生きがいを持ち、生き生きと生活をしていたら、若い人もそういう高齢者との交流を通し、いったん都会へ出て行っても、また帰ってこよう、移住者もわくわくする交流を通して、ここで住み続けたいと思うのではないのでしょうか。

実際に若い人と高齢者との交流で、地域でお互いに生き生きと過ごしている事例が多くあります。そんな中で耳が聞こえにくくなることは、コミュニケーションを取ることが不自由になること。そのため、必要な情報を得ることが難しくなる。喫茶店や、あったかふれあいセンターや、ふれあいサロン、映画や町民大学等に行きたいと思っても、何回も人に聞き返すがが悪いけん、外に出ていくががおっくうになる。その結果、好きなことも我慢し、閉じこもりから足腰も弱り、生活が不活発になり、認知症やうつになるリスクも高くなってきます。

また、震災や災害時においても、十分な情報が得られなかったり、トラブルがあったり、避難場所に行くことも諦めているという例もあります。

そういう住民の命と暮らしを守るという意味でも、この制度の重要性を感じています。

今後の制度のさらなる充実を求めて、私の質問を終わります。

議長(中島一郎君)

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩致します。

休 憩 14時 32分

再 開 14時 45分

議長(中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第7号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてまで、及び議案第15号、令和7年度黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてを一括議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、吉尾昌樹君。

総務教育常任委員長(吉尾昌樹君)

6月6日金曜日に開催されました、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告致します。

今回付託されました議案は、配付の委員会審査報告書に記載のとおり8議案となっております。

8議案共に討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

それでは、補足説明の報告を行います。

議案第7号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第8号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、期末手当の額を規定するために引用している、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の運用部分を現行に合わせるための改正であり、本条例の内容に変化があるものではありません。

従いまして、質疑討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第9号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、仕事と育児との両方を支援するためや、育児を行う職員等の配慮などによるものです。

議案第 11 号、黒潮町職場特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 12 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての 3 件は、本会議場での説明とおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結については、この契約は、文部科学省の GIGA スクール構想の実現に向けて、令和 2 年度に小中学校へ整備されたタブレット端末が耐用年数 5 年に達したことから、それらを再整備するために行うものです。

以上、総務教育常任委員会に付託されました 8 議案に対する補足説明の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 7 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 7 号の討論を終わります。

次に、議案第 8 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 8 号の討論を終わります。

次に、議案第 9 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 9 号の討論を終わります。

次に、議案第 10 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 10 号の討論を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第7号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 17 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、追加させていただきます議案第 17 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出総額を 119 億 8,920 万 5,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、5 月 24 日に発生した豪雨による町道のり面の土砂崩落について、早急に災害復旧工事を行うための提案となっております。

このことにより、災害復旧費におきまして、公共災害復旧事業工事 1,000 万円の追加による予算を計上させていただいております。

この歳出に対応するための歳入は、国庫支出金及び町債となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。また、地方債の補正を行っております。

提案理由の説明は以上となりますが、この後、副町長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは議案第 17 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。議案書は 2 ページとなります。

補正第 3 号の予算書、1 ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第 3 号は、第 1 条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、総額をそれぞれ 119 億 8,920 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。14 ページをお開きください。

11 款 2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費の追加は、14 節工事請負費におきまして、公共災害復旧事業工事と致しまして 1,000 万円を計上しております。

これは、5月24日に発生しました豪雨による町道のり面の土砂崩落が町道荷稻鈴線において発生したものであり、早急に災害復旧工事を行うための提案となっております。

歳出の説明は、以上で終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金の、公共土木施設災害復旧事業費負担金667万円、22款町債、1項町債、9目災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧事業340万円は、歳出で説明致しました公共土木災害復旧事業の財源となるものであり、中段の19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7万円の減額は、収支の調整を行うものとなっております。

歳入の説明は以上で終わります。

続きまして、9ページの第2表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、事業債の限度額を調整し、補正前の限度額10億8,970万円を補正後は10億9,310万円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、13ページ、22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となります議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは議案第 18 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

現在、黒潮町の人権擁護委員は 6 名の方が法務省からの委嘱を受け活動をしていただいておりますが、津野早苗（つのさなえ）人権擁護委員が令和 7 年 9 月 30 日をもって辞任致します。

その後任候補者として西村留利（にしむらり）氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町 出口 94 番地、西村留利氏は、昭和 34 年 7 月 8 日生まれで、長年にわたり福祉関係業務に従事された経験を持っており、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ西村氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとなっております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり、西村留利（にしむらり）君を適任とすることについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 18 号は、原案のとおり、西村留利（にしむらり）君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 5、議員提出議案第 1 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書についてを議題と

します。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

それでは、国民健康保険に対する国庫負担の増加等を求める意見書について。

内容的には皆さまのところに届いてると思いますが、抜粋して中身を少し言わせてください。

国民健康保険は国民の 5 人に 1 人が加入しておりまして、国民皆保険制度の重要な柱になっております。

保険加入者は、年齢構成 65 歳から 74 歳の前期高齢者が 45.4 パーセント、しかも、加入者の 43 パーセントが無職である。高齢化に伴って医療費が増大するのに、税金を負担する力が落ちてるわけですね。これは、国保会計というのは構造的な問題があります。以前から国庫負担の増額を求めておりましたが、今回の意見書は端折っておりますが、国民健康保険被保険者の負担能力に応じた、負担水準とする財政支援及び財政基盤の確立のため、以下について早急な実施を求めるものとしております。

記として 1 番と 2 番がありますが、1、国民健康保険制度に係る国庫負担率を上げ、他の被用者保険と均等な被保険者の負担率とすること。

2、子育て世代に対する財政支援として実施されている未修学児均等割保険料税の減額措置を 18 歳までの子どもに拡大し、減額割合を 5 割から全額 10 割に拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条により意見書を提出する。

高知県黒潮町議会議長、中島一郎。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣です。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議がないとき）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

令和7年6月第15回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、上程させていただきました全ての議案につきまして可決、承認をいただき、ありがとうございます。

今議会を通じて賜りました意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年6月第15回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 14分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

申島一郎

署名議員

奥本哲也

署名議員

浅野修一